

令和6年度 第1回 高知市地域保健推進協議会

【日時】令和6年8月29日(木)午後2時～3時30分

【会場】総合あんしんセンター 3階 大会議室

【次第】

1 開会

2 協議事項

(1) 第三期高知市健康づくり計画の進捗状況について

・計画の推進体制

・重点施策の令和6年度実施計画について

(2) 高知市自殺対策計画の改定について

3 事務連絡

4 閉会

【配布資料】

- 資料1 高知市地域保健推進協議会条例
- 資料2 高知市地域保健推進協議会委員名簿
- 資料3 令和6年度幹事会名簿
- 資料4 第三期高知市健康づくり計画の進捗状況について
- 資料5 重点施策の令和6年度実施計画(PDCAシート)
- 資料6 高知市自殺対策計画の改定について
- 資料7 高知市保健所の令和6年度組織等
- 第三期高知健康づくり計画
- 第三期高知市健康づくり計画概要版
- 高知市自殺対策計画
- 高知市自殺対策計画(中間見直し版)

高知市地域保健推進協議会条例をここに公布する。

平成27年4月1日

高知市長 岡崎 誠也

高知市条例第64号

高知市地域保健推進協議会条例

(設置)

第1条 本市における保健、医療、福祉その他地域保健に関係する分野の連携を強化し、健康都市づくりを効果的に展開することにより、地域保健の総合的推進を図るため、高知市地域保健推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、協議及び必要な調整を行う。

- (1) 地域保健の推進及び高知市保健所の運営に関する事項
- (2) 地域保健と医療及び福祉との一体的かつ総合的推進に関する事項
- (3) 学校保健と職域保健との連携に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか保健、医療及び福祉に関する諸課題に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する委員15人以内で組織する。

- (1) 行政関係者
- (2) 医療、保健又は福祉団体関係者
- (3) 環境衛生団体関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 保健福祉に関する施策の対象となる市民その他市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠は補充による委員の任期は、前任者又は他の委員の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(部会)

第9条 協議会は、所掌事項について専門的に調査研究するため必要があると認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が推薦する者のうちから市長が委嘱又は任命する部会委員で組織する。
- 3 部会委員の任期は、部会が設置されている期間とする。
- 4 部会に部会長を置き、部会長は、会長が部会委員のうちから指名する。
- 5 部会長は、部会を統括するとともに、部会において調査研究した事項を協議会に報告する。

- 6 第6条から第8条までの規定は、部会及び部会員に準用する。この場合において、「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(幹事会)

第10条 協議会の設置の目的を効果的に達成するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長の指示に従い、必要な事項の調査及び検討を行う。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、それぞれ市長が別に指名する市職員をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会を統括するとともに、幹事会の会議の結果を協議会に報告する。
- 5 第6条及び第7条の規定は、幹事会の会議に準用する。この場合において、「会長」とあるのは、「幹事長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第12条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において置かれていた高知市地域保健推進協議会（高知市地域保健推進協議会設置要綱（平成11年1月1日制定）の規定に基づき組織されたものをいう。以下「旧協議会」という。）は、協議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 3 この条例の施行の際現に旧協議会の委員又は部会委員として市長から委嘱又は任命されている者及び旧協議会の会長若しくは副会長に選任され、又は部会長に指名されている者は、施行日において協議会の委員若しくは部会員に委嘱若しくは任命され、又は会長若しくは副会長に選任され、若しくは部会長に指名されたものとみなす。ただし、その任期は、第5条第1項又は第9条第3項の規定にかかわらず、旧協議会の委員及び部会員並びに会長及び副会長並びに部会長としての残任期間に相当する期間とする。

■ 高知市地域保健推進協議会委員名簿

【令和6年4月11日現在】

(任期 令和4年12月1日～令和6年11月30日)

< 1号委員 > 行政関係者 (1人)

氏名	団体名	役職名	備考
澤田 卓 弥	高知県	健康政策部副部長	R6. 4. 11～

< 2号委員 > 医療・保健・福祉団体関係者 (6人)

氏名	団体名	役職名	備考
船井 守	一般社団法人 高知市医師会	会 長	
宮川 慎太郎	一般社団法人 高知市歯科医師会	会 長	
植田 隆	公益社団法人 高知県薬剤師会	高知市薬剤師会会長	
吉永 恵子	公益社団法人 高知県看護協会	専務理事	
新谷 美智	公益社団法人 高知県栄養士会	会 長	
吉岡 章	社会福祉法人 高知市社会福祉協議会	会 長	

< 3号委員 > 環境衛生団体関係者 (2人)

氏名	団体名	役職名	備考
佐野 明彦	高知県獣医師会	会 長	
小笠原 晃 男	高知市食品衛生協会	会 長	R5. 5. 25～

< 4号委員 > 学識経験者 (2人)

氏名	団体名	所属・役職等	備考
安田 誠 史	国立大学法人 高知大学	教育研究部 医療学系 教授	
小澤 若 菜	高知県立大学	看護学部 准教授	

< 5号委員 > 保健福祉に関する施策の対象となる市民等 (2人)

氏名	団体名	所属・役職等	備考
濱 渦 祥 子	高知市食生活改善推進協議会	会 長	
内ノ村 晶	特定非営利活動法人 みどりの手	みどり作業所 サービス管理責任者	

令和6年度 幹事会（26名）

資料3

関係部	関係課・役職	氏名	備考
健康福祉部	健康推進担当理事保健所長事務取扱	豊田 誠	幹事長
	健康福祉部副部長	入木 栄一	副幹事長
総務部	政策推進室長政策企画課長事務取扱	甫喜本 博貴	新任
防災対策部	防災政策課長	久松 昌弘	新任
	地域防災推進課長	和田 直樹	新任
市民協働部	地域コミュニティ推進課長	植田 耕太郎	新任
	スポーツ振興課長	岡村 大輔	新任
健康福祉部	健康福祉総務課長	水野 知宣	
	地域共生社会推進課長	島崎 由紀子	
	保険医療課長	森 明宏	新任
	地域保健課長	北添 地平	
	生活食品課長	西岡 勇人	新任
	健康増進課長	小藤 吉彦	
	障がい福祉課長	大中 卓実	
	基幹型地域包括支援センター所長	関田 学俊	
	福祉管理課長	明坂 啓司	新任
こども未来部	こども未来部副部長	山中 理枝	副幹事長
	こども政策課長	高橋 敬之	新任
	子育て給付課長	西成 雅江	新任
	子ども育成課長	西内 達哉	新任
	こどもみらいセンター 母子保健課長	植田 高子	新任
	保育幼稚園課長	宮地 豊一	
	こどもみらいセンター 子ども家庭支援センター所長	高橋 郁子	
環境部	新エネルギー・環境政策課長	田村 智志	
教育委員会	教育政策課長	岸田 正法	新任
	学校教育課長	川元 雅一	新任

(令和6年8月1日現在)

第三期高知市健康づくり計画の 進捗状況について

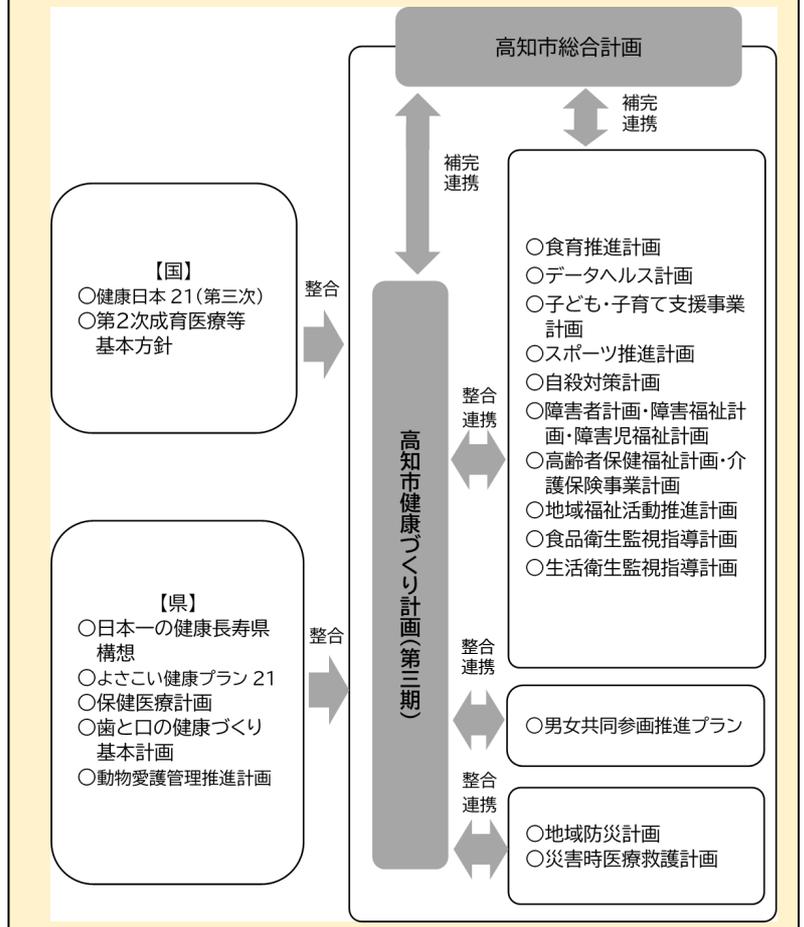
【計画策定の趣旨】

- 保健所の活動指針
- 保健分野の総合的な計画

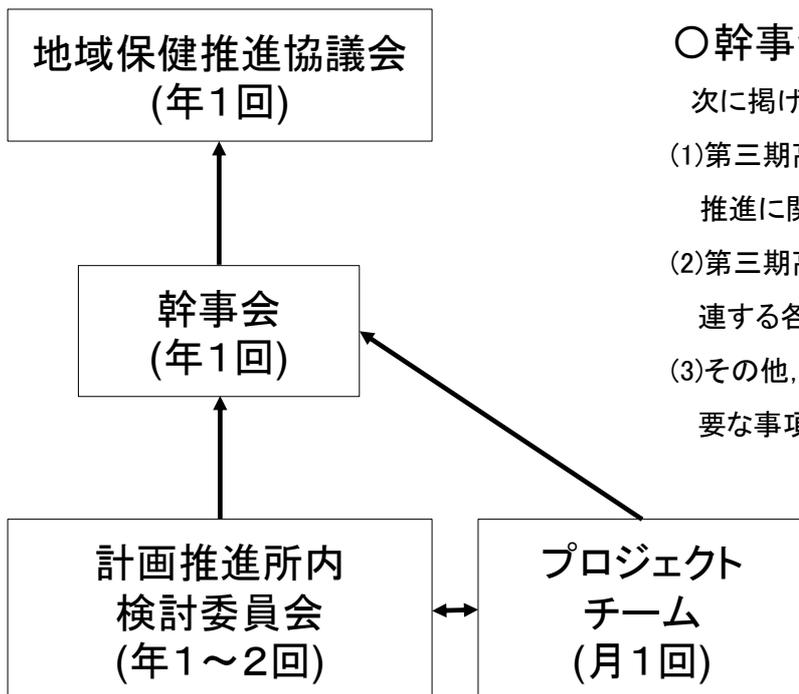
【計画期間】

令和6(2024)年度～
令和17(2035)年度《12年間》

【既存計画との関連】



【計画の推進体制】



○幹事会

次に掲げる事項について、必要な検討及び調整を行う

- (1)第三期高知市健康づくり計画に位置付けられた施策の推進に関する事項
- (2)第三期高知市健康づくり計画に位置付けられた施策に関連する各課の取組に関する事項
- (3)その他、第三期高知市健康づくり計画の推進のために必要な事項

○プロジェクトチーム

第三期高知市健康づくり計画の重点施策のうち、複数部課にまたがる施策についてプロジェクトチームを設置することにより計画を推進する
→ 施策14の一環として「アルコール健康障害対策プロジェクト」を設置

【施策一覧】

施策

重点施策 10施策

- 重点 1) 健やかな誕生への支援
- 重点 2) 子どもの頃からの生活習慣の確立
- 3) 生涯を通じた健康管理
- 4) 食を通じた健康づくり
- 5) 身体活動, 運動を通じた健康づくり
- 重点 6) 歯と口の健康づくり
- 重点 7) こころの健康づくり
- 重点 8) 喫煙・受動喫煙対策
- 9) アルコール健康障害対策
- 重点 10) 生活習慣病(がん・循環器疾患・糖尿病)対策
- 11) 精神障害のある人への支援
- 12) 難病患者への支援
- 13) 障害のある子どもへの支援
- 重点 14) 地域とともに進める健康なまちづくり

重点施策は「PDCA サイクル」の考え方 に基づき点検

- 重点 15) 食品衛生知識の普及啓発の強化
- 16) 食品衛生監視指導計画に基づく食の安全の推進
- 17) 生活衛生監視指導計画に基づく施設の衛生向上
- 18) 衛生害虫等駆除対策の推進
- 19) 毒物劇物適正管理の推進
- 20) よりよい医療の推進
- 21) 休日や夜間の救急体制の確保
- 22) 献血の普及啓発の推進
- 23) 医薬品等の望ましい管理の推進
- 24) 感染症対策の強化
- 25) 結核対策の推進
- 重点 26) 動物の愛護及び適正飼養の推進
- 27) 災害時の医療救護体制の強化
- 重点 28) 災害時の公衆衛生活動体制の強化

【重点施策一覧】

施策名	担当課
施策 1) 健やかな誕生への支援	母子保健課
施策 2) 子どもの頃からの生活習慣の確立	母子保健課
施策 6) 歯と口の健康づくり	健康増進課
施策 7) こころの健康づくり	健康増進課 母子保健課
施策 8) 喫煙・受動喫煙対策	健康増進課
施策10) 生活習慣病(がん・循環器疾患・糖尿病)対策	健康増進課
施策14) 地域とともに進める健康なまちづくり	健康増進課 母子保健課
施策15) 食品衛生知識の普及啓発の強化	生活食品課
施策26) 動物の愛護及び適正飼養の推進	生活食品課
施策28) 災害時の公衆衛生活動体制の強化	地域保健課

施策1) 健やかな誕生への支援

【施策概要】

母子保健課

- 妊娠前から健康な生活習慣を身につけるとともに、妊娠早期から適切な時期に医学的管理と保健指導を受けることによって、母体の健康管理ができ、安心して出産を迎えることができるように取り組む
- 出産後も赤ちゃんの誕生を皆で喜び合い、「この地域で子育てをしたい」と思える子育て支援の体制づくりを進める



ハイリスク要因をできるだけ避け、早産・低出生体重児を予防する
妊婦健診を適切な時期に受診し、母体の健康管理ができる

施策1) 健やかな誕生への支援

【令和6年度実施計画】

1 医療と連携した母体管理と保健指導

早産や低出生体重児のリスク要因についての妊婦等への機会教育

- ①生活習慣の改善(飲酒・喫煙)
- ②母体の適正体重(やせ・肥満)
- ③歯周病予防と妊婦歯科健診の受診勧奨

2 妊娠早期からの切れ目ない支援体制の充実

母子健康手帳アプリ「高知市子育てアプリみらい」の活用推進
新規登録者割合 85%を目指す

3 思春期からの健康への意識向上

思春期保健に関する庁内関係各課や関係機関との情報共有会
1回/年 開催

施策1) 健やかな誕生への支援

【令和6年度の取組状況】

令和6年6月末現在

- ・早産や低出生体重児のリスク要因についての啓発を以下の機会に行った

母子手帳交付時面接：届出数455人

パパママ教室：3回開催, 48組95人参加

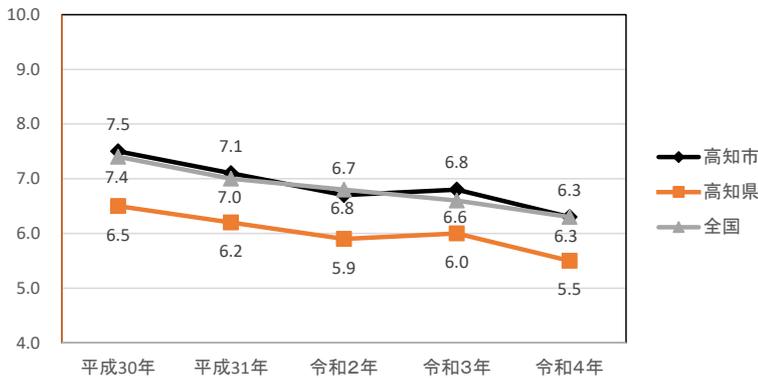
- ・母子健康手帳アプリ「みらい」を活用して, 新たな情報を更新した

更新回数：3回

施策1) 健やかな誕生への支援

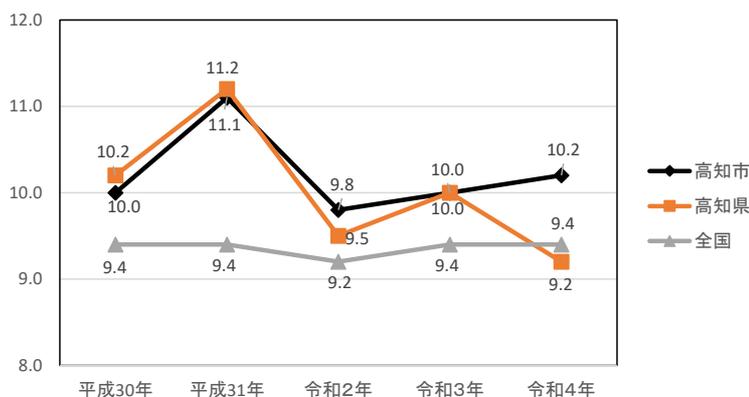
【その他関連事項】

出生率の推移(人口千対)



高知市は, 平成30年から大きな変動なく減少している

低体重児出生率の推移(出生百対)



高知市は, 全国より高い数値で推移している

施策 2) 子どもの頃からの生活習慣の確立

【施策概要】

母子保健課

- 乳幼児期からの生活習慣は、成長してからの健康状態に大きく影響を与え、生涯にわたる健康づくりの基盤となる
- 家庭や地域で子どもが健康的な生活習慣を確立できるよう支援していく



子どもの頃から生活習慣を確立すること(早寝・早起き・朝ごはん)により、将来の健康のための土台づくりができる

施策 2) 子どもの頃からの生活習慣の確立

【令和6年度実施計画①】

1 乳幼児の生活リズムの確立

- ・保護者への乳幼児期からの生活リズムの確立の重要性の啓発
- ・地域子育て支援センター等での出前講座
- ・幼児健診従事者・赤ちゃん訪問員への研修

2 乳児期の頃からの身体活動

- ・乳児期からの身体活動を促進できるような関わりの重要性の啓発
- ・地域子育て支援センター等での出前講座
- ・赤ちゃん訪問員への研修

施策 2) 子どもの頃からの生活習慣の確立

【令和6年度実施計画②】

3 乳幼児期からの歯と口の健康づくり

- ・乳児期からの食習慣の確立や口腔機能獲得, 育成のための食べ方の啓発
- ・幼児期の食習慣, かむこと, ぶくぶくうがい等についての啓発
- ・口腔機能育成について関係者への理解促進

4 情報発信と啓発

- ・高知市子育てアプリみらいを活用し, 月齢・年齢に応じた情報発信

施策 2) 子どもの頃からの生活習慣の確立

【令和6年度の取組状況】

令和6年6月末現在

- ・幼児期の食習慣, かむこと, ぶくぶくうがい等についての啓発用チラシを用いた保健指導
- ・育児相談や出前講座で使用する啓発用ツールの検討
- ・1か月児健診開始に向けた準備
- ・赤ちゃん訪問員に対する口腔機能育成に関する研修会の開催
- ・アプリでの月齢・年齢に応じた情報発信内容の検討

施策 6) 歯と口の健康づくり

【施策概要】

健康増進課

- 歯と口の健康は、「食べる」「話す」などの口の機能を果たすために欠かすことができないもので、生活の質に大きく関わっており、全身の健康にも影響している
- 歯と口の健康のためには、むし歯や歯周病の予防が不可欠で、子どもの頃に獲得した口腔機能を生涯にわたり維持、向上していくことが重要
- 口腔保健支援センターを拠点として、ライフステージごとの特性、ライフコースアプローチを踏まえた歯と口の健康づくりに取り組む



市民一人ひとりが歯と口の健康の大切さを認識し、自ら歯と口の健康づくりに取り組むことができる



生活の質の向上(おいしく食べる, 会話を楽しむ)
歯と口の健康が影響する疾病の予防, 重症化予防

施策 6) 歯と口の健康づくり

【令和6年度実施計画①】

1 口腔保健支援センター機能の充実・強化

＜支援の充実＞

- ・フッ化物洗口実施に向けての支援, 継続支援
- ・子どもの口腔機能育成のための支援
- ・健康講座等での働く世代, 高齢期の歯と口の健康, 災害時の食と口腔ケアの普及啓発
- ・母子保健, 高齢者, 障害者福祉における歯科に関する相談への助言等

＜連携の強化＞

- ・関係機関, 関係団体, 関係部局等と連携した社会環境づくり

施策 6) 歯と口の健康づくり

【令和6年度実施計画②】

2 ライフコースを踏まえた歯と口の健康づくり

＜歯科疾患の予防, 重症化予防＞

- ・園や学校でのフッ化物洗口の普及
- ・小学生, 中学生における歯肉炎予防
- ・若い世代, 働く世代へのむし歯予防, 歯周病予防
- ・生活習慣病予防と連携した取組

＜口腔機能の獲得・維持・向上＞

- ・園や学校等での口腔機能育成
- ・人材育成(口腔機能育成に関わる方)
- ・生活習慣病予防と併せた成人期からのオーラルフレイル予防対策

施策 6) 歯と口の健康づくり

【令和6年度の取組状況】

令和6年6月末現在

＜歯科疾患の予防, 重症化予防＞

- ・フッ化物洗口は新たに保育園2園が開始
(園:46園 小学校14校)
- ・成人歯周病検診の対象に70歳を加え, 40, 50, 60, 70歳を対象とした。受診率向上のためにナッジ理論を活用し作成した案内ハガキを, 対象者全員(約17,000人)に送付

＜口腔機能の獲得・維持・向上＞

- ・食生活改善推進員や保育園の看護師を対象に, 子どもの口腔機能の理解促進のための研修を実施
- ・関係団体と連携し, 歯科保健啓発イベントを開催し口腔機能やかむことの普及啓発を実施
- ・オーラルフレイル予防のチラシを活用した普及啓発を実施

施策 7) こころの健康づくり

【施策概要】

健康増進課・母子保健課

- こころの健康づくりは自分らしく生きるために重要で、生活の質に大きく影響するため、生涯を通じて取り組む
- 自殺対策は、こころの健康だけでなく、複雑に絡み合っている社会的要因を含めた様々な問題への働き掛けが必要。精神保健分野だけでなく、幅広い分野と連携した取組を進める



市民が自分の心の状態に気づき、相談する等対処することができる地域全体で心の健康への理解を深め支え合うことができる

施策 7) こころの健康づくり

【令和6年度実施計画①】

1 こころの健康づくりの推進

- ・心のサポーター養成研修の実施(9月6日予定)
- ・こころの体温計による市民への啓発の実施
- ・出前講座「働く人のメンタルヘルス」の実施

2 自殺対策の推進

- ・「高知市自殺対策計画」に基づく取組の実施と計画の改定
- ・ゲートキーパー養成研修の実施
- ・母子保健、教育機関や高齢者福祉等、ライフステージに合わせた関係機関との連携の強化

施策 7) こころの健康づくり

【令和6年度実施計画②】

3 妊産婦への支援

- ・産科医療機関との定例会の開催
- ・産婦健診後の連絡(2週間・1か月), 継続看護連絡票の活用
- ・職員のアセスメント能力向上のための研修会や事例検討会の開催

施策 7) こころの健康づくり

【令和6年度の取組状況】

令和6年6月末現在

- ・メンタルヘルスの正しい知識を地域住民等に幅広く普及し, メンタルヘルスファーストエイド(こころの応急処置)ができる「心のサポーター」養成講座の実施に向けて準備中
- ・「高知市自殺対策計画」の改定に向けた庁内ワーキングの1回目を6月に実施。7月に2回目, 10月に3回目を予定
- ・産後うつの早期発見と予防のため, 産科医療機関(高知大学医学部附属病院, 高知医療センター)との定例会開催, エジンバラ産後うつ病質問票を活用した産婦健診, 継続看護連絡票による連携
- ・母子保健課等職員の資質向上のため, メンタルヘルスケース検討会を6月に実施。今後, 9月・11月・1月に開催予定

施策 8) 喫煙・受動喫煙対策

【施策概要】

健康増進課

- 喫煙は、悪性新生物(肺がんや食道がんなど)・心疾患・脳血管疾患・呼吸器疾患(COPDなど)などの発症に大きな影響を与えるだけでなく、歯周病や低出生体重児の出生などの危険因子でもある。また、受動喫煙によって、周囲の人の健康にも悪影響を及ぼす
- 喫煙率の低下を目指し、禁煙したい人が禁煙できるような支援や、20歳未満の人がたばこを吸い始めないこと、望まない受動喫煙が生じないための取組を進める



市民が喫煙や受動喫煙による害を受けることなく健康に過ごすことができる

施策 8) 喫煙・受動喫煙対策

【令和6年度実施計画①】

＜喫煙対策＞

1 たばこの害に関する正しい知識の周知・情報発信

- ・世界禁煙デーや禁煙週間での啓発
- ・庁内掲示板での禁煙マンスリー掲載
- ・保健事業や地域のイベント等での啓発

2 COPDに関するチラシ配布等の周知

3 禁煙希望者への情報提供・相談支援

- ・禁煙サポーター養成講座・フォローアップ研修を開催
- ・禁煙サポーターと協働した取組の検討
- ・半年毎に禁煙外来一覧を更新し周知
- ・カードによる相談窓口の周知
- ・イベントや健康相談等にて、スモーカーライザーを活用した禁煙支援の実施
- ・いきいき健康チャレンジ2024で禁煙に取り組む申込者に対し、情報提供と電話フォローでの相談支援

施策 8) 喫煙・受動喫煙対策

【令和6年度実施計画②】

＜受動喫煙対策＞

- ・義務違反者等への助言・指導, 勧告, 公表, 命令等, マニュアルに沿って実施
- ・関係機関と連携し, 子育て中の親やその支援者へ向けた情報提供・啓発
- ・いきいき健康チャレンジの協力店や職域への情報発信・啓発
- ・食品衛生責任者講習会での情報提供(4月, 6月, 8月, 10月, 12月, 2月)

＜防煙対策＞

- ・禁煙サポーターと協働した夏休み放課後児童クラブでの防煙教室の実施
- ・食生活改善推進員による学校での食育講座活動に合わせた防煙教室の実施
- ・小学校等へたばこの害に関する普及啓発物品貸出
- ・小学生以上の子どもと親へ出前講座

施策 8) 喫煙・受動喫煙対策

【令和6年度の実施状況】

令和6年6月末現在

＜喫煙対策＞

- ・世界禁煙デー(5/31), 禁煙週間(5/31~6/6)に高知市公式LINEや庁内デジタルサイネージ・掲示板にて情報発信を実施
- ・地区民生委員児童協議会へ参加し, COPDのチラシを配布(約800名)
- ・禁煙サポーター養成講座・フォローアップ研修を5月に実施(21名参加)
- ・イベントでのサポーター活動実施(スモーカーライザーを用いた禁煙支援)

＜受動喫煙対策＞

- ・幼児健診や赤ちゃん誕生おめでとう訪問でのチラシ配布
- ・食品衛生責任者講習会(4月, 6月)にて健康増進法の趣旨について情報提供実施(計213名)

＜防煙対策＞

- ・夏休み放課後児童クラブでの防煙教室実施(18か所で開催予定)
- ・小学校等へたばこの害に関する普及啓発物品貸出開始

施策10) 生活習慣病(がん・循環器疾患・糖尿病)対策

【施策概要】

健康増進課

- 生活習慣病は、初期には自覚症状なく進行する特徴があるため、その予防・早期発見・早期治療のためには定期的に健(検)診を受け、自身の健康状態を把握することが大切
- 検査値の異常や気になる項目があれば、医療機関への受診や生活習慣の改善など適切な行動を取るといった、生活習慣病の発症予防、重症化予防につながる取組を進める



市民が、自分自身の健康状態を把握し、生活習慣病の発症・重症化予防に取り組むことができる



心疾患や脳血管疾患による死亡や、がんによる死亡が減る

施策10) 生活習慣病(がん・循環器疾患・糖尿病)対策

【令和6年度実施計画①】

＜がん検診＞

- ・がん検診の受診率向上に向けて、啓発の機会や媒体を工夫(ナッジ理論の活用)
- ・がん検診精密検査未受診者に対し、個別受診勧奨強化

＜健康増進法健診・女性健診＞

- ・受診率向上に向け啓発の機会や媒体を工夫
- ・保健指導取組強化のため、事例検討会を実施し、指導内容の検討と指導後の評価実施

＜血管病予防に関する啓発＞

- ・量販店でのイベントや保健事業、出前講座にて生活習慣病等の啓発(塩分味覚域チェックの実施など)
- ・食育推進事業と連携し、「よく噛む」をテーマに取組を実施
- ・関係部署等と連携したアルコール健康障害対策

施策10) 生活習慣病(がん・循環器疾患・糖尿病)対策

【令和6年度実施計画②】

＜職域へのアプローチ＞

- ・関係機関と連携し、健康経営の視点を取り入れた生活習慣病予防に関する出前講座や個別訪問等を実施

＜関係機関との連携・協働＞

- ・いきいき健康チャレンジ協力店や医療保険者、包括連携協定提携事業者と健康づくりに関する取組実施
- ・生活習慣病予防に関する協議会委員が所属する各団体のネットワークを活かし、健康づくり活動を展開
- ・関係課と連携し、ライフコースアプローチを意識した働きかけの実施

施策10) 生活習慣病(がん・循環器疾患・糖尿病)対策

【令和6年度の取組状況】

令和6年6月末現在

- ・ナッジ理論を活用した各種健診案内チラシを作成し、いきいき健康チャレンジ協力店と連携した周知活動を実施
- ・健康増進法健診受診者への保健指導検討のため、福祉管理課と事例検討会実施(毎月)
- ・健康機器測定など体験型の啓発を実施
- ・働き盛り世代の健康課題に応じた事業所での出前講座や情報提供を実施
- ・関係機関や企業、各団体等のネットワークを活かしたイベントを実施し、健康機器での測定や健康づくり情報の周知を実施(13の企業・団体と連携、イベント計4回)

施策14) 地域とともに進める健康なまちづくり

【施策概要】

母子保健課・健康増進課

- 人とのつながりがある人は、自覚的健康感が高く、健康寿命が長いと言われている
- 住んでいるところや友人や趣味活動の集いの場、職場など様々なコミュニティの中の多様なつながりによって、市民が自分は健康だと感じることができるようなまちづくりを、地域とともに進めていく



市民や関係者と一緒に、
健康な(多様なつながりがある)まちづくりを進める

施策14) 地域とともに進める健康なまちづくり

【令和6年度実施計画①】

- 1 包括連携協定を締結している企業と連携した健康づくり
- 2 地域福祉コーディネーターが取り組んでいる福祉分野での地区活動に保健の立場で参加し、ニーズに合わせた健康に関する情報提供や課題検討の実施
- 3 「いきいき健康チャレンジ」をヘルスプロモーションとして進めるための仕組みの見直し
 - ・働く世代や職場でも活用しやすい仕組みづくり

施策14) 地域とともに進める健康なまちづくり

【令和6年度実施計画②】

- 4 アルコール健康障害対策のプロジェクトチーム設置と取組開始
- 5 市民が正しい健康情報を選択し、行動変容の後押しにつながるようなナッジ理論を用いた啓発活動
- 6 庁内関係部局との連携(高齢部門, 教育委員会やスポーツ振興課など)
- 7 生活習慣病予防に関する協議会, 食育推進会議, やるぞねっ
と情報交換会, 口腔保健検討会の参加団体との協働

施策14) 地域とともに進める健康なまちづくり

【令和6年度の取組状況】

令和6年6月末現在

- ・包括連携協定締結企業主催のスポーツイベントに参加し、連携した健康づくり活動の実施
- ・多様な主体で構成する子育て支援の関係者の交流会・情報交換会の開催(潮江・鴨田:6月実施, 江ノ口は7月予定)
- ・福祉分野が主催している地域会議やイベントに健康づくりの視点で参加(地域共生社会推進イベントでの生涯を通じた健康づくりに関する啓発:8月予定)
- ・高知家健康パスポートアプリを活用したいきいき健康チャレンジの実施
- ・アルコール健康障害対策プロジェクトチームを設置し、関係課と課題共有や取組の検討(先進地との意見交換:8月予定)

施策15) 食品衛生知識の普及啓発の強化

【施策概要】

生活食品課

- 全国において、鶏刺しや鶏たたき等の喫食によるカンピロバクター食中毒が多く発生している
- カンピロバクターは、消費者自らの選択で避けることができる食中毒の一つだが、市内においても、同様の食中毒の発生が後を絶たない
- 消費者に向けた食中毒の予防対策のための食品衛生知識の普及啓発に取り組む



「消費者自らの選択で食中毒を避けることができる高知市」を目指す

施策15) 食品衛生知識の普及啓発の強化

【令和6年度実施計画】

- ホームページ、あかるいまち、SNS等を通じ、鶏刺しや鶏たたき等の喫食によるカンピロバクター食中毒の発生状況や消費者向けの食中毒の予防対策について、情報提供(分かりやすい情報の取りまとめと定期的な情報提供に努める)
- 食の安全・安心に関するリスクコミュニケーションの開催(年1回)時には、カンピロバクター食中毒の予防対策の話題提供に努める
- 新年会等の時期の前に、鶏刺しや鶏たたき等の喫食の危険性についての注意喚起を実施

施策15) 食品衛生知識の普及啓発の強化

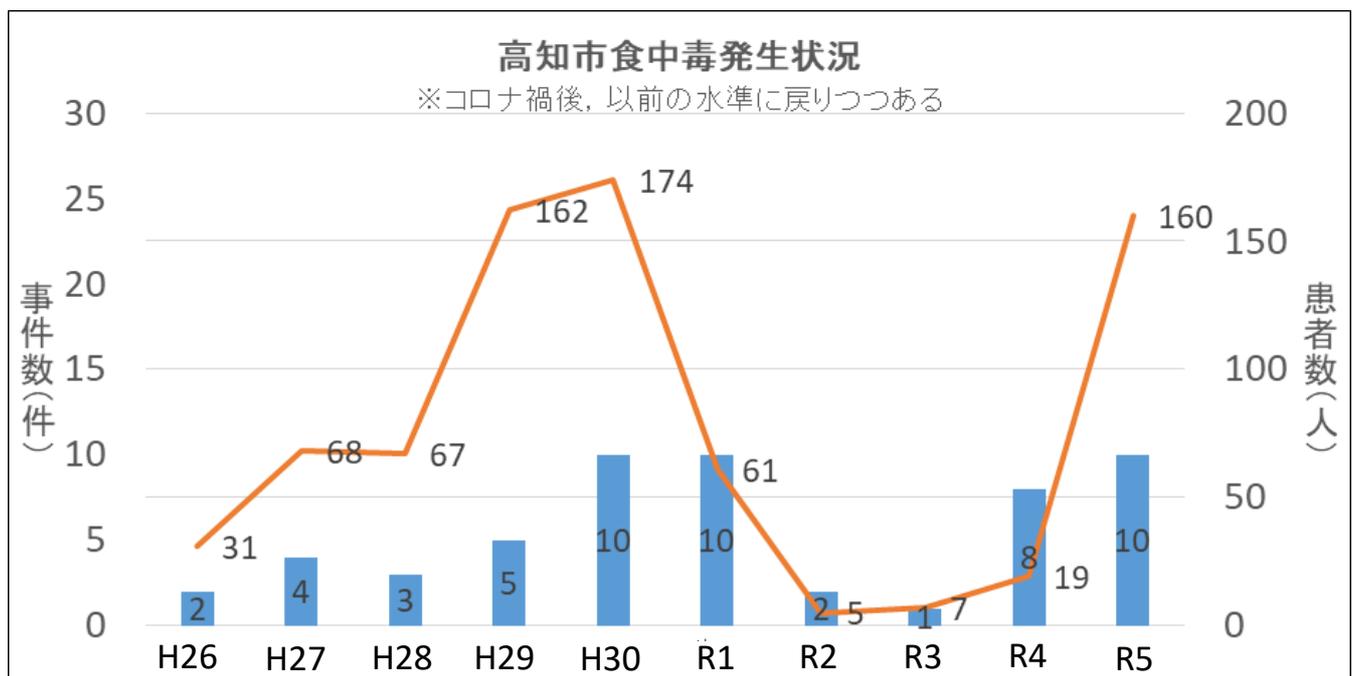
【令和6年の取組状況】

令和6年7月末現在

発 生 年月日	患者数 (名)	原因食品	原因物質	原因施設
1月22日	4	不明(1月21日の食事)	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店
2月11日	13	不明(2月10日の食事)	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店
2月20日	19	不明(2月19日の食事)	ノロウイルス	飲食店
3月3日	4	不明(3月2日の食事)	ノロウイルス	飲食店
4月27日	4	不明(4月26日の食事)	不明	飲食店
6月14日	5	不明(6月12日の食事)	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店
7月6日	8	不明(7月5日の食事)	ノロウイルス	飲食店

施策15) 食品衛生知識の普及啓発の強化

【その他関連事項】



R5 事件数に占める割合

原因施設→飲食店80.0%

原因物質→カンピロ・ジェジュニ/コリ70.0%, ノロウイルス30.0%

施策26) 動物の愛護及び適正飼養の推進

【施策概要】

生活食品課

- 関係団体等と連携しながら、動物の騒音や糞害苦情などの環境問題として、適正飼養の普及啓発や飼い主のいない猫対策を進めてきたが、まだまだ十分とは言えない
- 小動物管理センターへ収容され処分される動物を増やさないためにも保護した動物の譲渡の推進とともに、動物取扱業への監視指導を徹底していくことも重要



人と動物が共存できるまちを目指す

施策26) 動物の愛護及び適正飼養の推進

【令和6年度実施計画】

- 「こうち動物愛護センター(仮称)」の候補地は高知市高須の高須浄化センター南側敷地に候補地が選定された。令和8年度中の完成、令和9年度開設を目指し整備を進める。高知県と継続して協議を行い、運営方針の策定や予算化に努める。
- 地域猫活動等の取組みをホームページやセミナーの開催などを通じて周知し、促進させ、活動のあり方や地域の状況に応じた支援を継続する
- 飼い主の災害への備えに対する意識の向上を図る啓発を進める

施策26) 動物の愛護及び適正飼養の推進

【こうち動物愛護センター(仮称)整備】

1 概要

現在、高知県と高知市が共同運営している中央小動物管理センター(昭和56年設置)の老朽化や、動物愛護機能を強化するためには土地が狭隘であることから、新たに動物愛護センターを整備することが必要となった。

高知県と高知市が共同設置・共同運営する施設として平成30年度に基本構想を策定し、その後候補地選定に時間を要したが、令和5年に高須浄化センター敷地内を候補地として定め、県市で協議しながら今後の整備を進めていくもの。

令和9年度開設を目指す。



施策26) 動物の愛護及び適正飼養の推進

【こうち動物愛護センター(仮称)整備】

2 整備想定 (※確定されたものではありません)

➤所在地

高知市高須379-12ほか
(所有者：高知県)

➤敷地面積

3,000㎡程度
(駐車場や犬運動場等の付帯施設・設備を含む)

➤建物延床面積

1,000㎡～1,500㎡ (平家を想定)
※測量及び地質調査後再検討

3 整備スケジュール

分類	施設名称
啓発・学習・ふれあいスペース	展示学習スペース、多目的ホール、猫用マッチングルーム(展示ルーム)
動物収容飼養スペース	収容動物の搬入室、隔離室、保護室(犬・猫)、保護室(犬)専用運動スペース、譲渡室(犬・猫)、グルーミングルーム、準備コーナー、倉庫
診察室	処置室、検査室、手術室、レントゲン室
事務管理室	受付・エントランス、事務室、書庫、会議室、相談室、給湯室、更衣室・シャワー室、トイレ、休憩室
屋外・その他	備蓄倉庫、慰霊碑、駐車場、訓練場(ドッグトレーニングスペース)、機械室

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
造成	測量・造成基本計画	地質調査・造成実施計画	造成工事		開所
建物		基本設計	実施設計	主体工事	

施策28) 災害時の公衆衛生活動体制の強化

【施策概要】

地域保健課

- 今後30年以内に70～80%の確率で発生と言われていている南海トラフ地震に備え、浦戸湾三重防護対策の完成予定である令和13(2031)年度までに、保健所を中心とした公衆衛生活動の体制も強化していく
- 南海トラフ地震発生に向けた体制の強化が、台風等の局地的な災害や新たな感染症等健康危機発生時の備えにもつながることを目指す



日頃から一人ひとりが意識することで、災害発生時に助かった命をつなぎ、みんなで暮らしを再生することができる高知市を目指す

施策28) 災害時の公衆衛生活動体制の強化

【令和6年度実施計画】

- 1 指標(保健所職員及び庁内保健医療専門職の災害研修への参加割合)の現状値の把握
- 2 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)養成研修の計画的受講
- 3 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)養成研修受講済者へのフォローアップ研修の実施
- 4 保健所職員対象の災害研修及び訓練の実施
- 5 災害時保健活動マニュアルの新規策定
- 6 災害時公衆衛生活動マニュアルの改定
- 7 保健活動チームの被災地派遣体制の維持
- 8 県等が実施する災害や健康危機管理の研修及び訓練への保健師等の参加促進

施策28) 災害時の公衆衛生活動体制の強化

【令和6年度の取組状況①】

令和6年7月末現在

- ・指標(保健所職員及び庁内保健医療専門職の災害研修への参加割合)の現状値把握のためのアンケート実施
→結果, 53.6%が受講済 【目標値 令和16(2034)年度 100%】
- ・DHEAT養成研修の計画的受講の実施
→令和6年度 新たに5人受講予定
- ・保健所職員対象の健康危機管理研修(基礎編・災害編・感染症編)を新たに企画し, 令和6年11月に実施予定
- ・災害時保健活動マニュアルの策定体制を整備し, 令和6年8月～マニュアル策定委員会及び作業部会を開催予定

施策28) 災害時の公衆衛生活動体制の強化

【令和6年度の取組状況②】

令和6年7月末現在

- ・保健活動チーム被災地派遣の令和6年度事前名簿作成済
- ・県等が実施する災害・健康危機管理研修等受講中
- ・令和6年能登半島地震への保健活動チーム派遣の報告会を開催し, 今後の課題について検討した
→保健活動マニュアル及び公衆衛生活動マニュアルに反映予定

重点施策の令和6年度実施計画 (PDCAシート)

健康づくり計画 重点施策 基本シート

担当課	母子保健課	関係課	子ども家庭支援センター、保育幼稚園課、子ども育成課、子育て給付課、学校教育課、地域保健課等
-----	-------	-----	---

施策No.	施策1	施策名	健やかな誕生への支援
-------	-----	-----	------------

◆施策概要

妊娠前から健康な生活習慣を身につけるとともに、妊娠早期から適切な時期に医学的管理と保健指導を受けることによって、母体の健康管理ができ、安心して出産を迎えることができるように取り組みます。そして、出産後も赤ちゃんの誕生を皆で喜び合い、「この地域で子育てをしたい」と思える子育て支援の体制づくりを進めていきます。

◆目標

指標	現状値 令和5(2023)年	目標値 令和16(2034)年
低出生体重児出生率(出生百対)	10.0 (令和3(2021)年)	9.5 (令和15(2033)年)
この地域で子育てをしたいと思う親の割合※	93.4% (令和4(2022)年度)	96%

※高知市3～4か月児アンケート結果

◆今後の方向性

▶医療と連携した母体管理と保健指導

早産や低出生体重児のリスク要因となる喫煙(受動喫煙含む。)や飲酒の影響、歯周病や妊婦の適正体重について啓発及び保健指導の充実に取り組むとともに、妊婦健診、妊婦歯科健診の受診勧奨など適切な母体管理ができるよう、医療機関との連携を強化していきます。

▶妊娠早期からの切れ目ない支援体制の充実

妊産婦やその家族への母子健康手帳の交付時面接や妊娠8か月アンケートの機会をとらえ、母子健康手帳アプリの導入と活用等を行い、必要な情報提供を行うとともに産後ケア等の相談・支援体制の拡充に努めていきます。また、市内4か所の子育て世代包括支援センターを妊娠・出産・育児の身近な地域の相談窓口として活用してもらえるよう機能の充実を図り、地域の関係機関や支援団体との連携を強化していきます。

▶思春期からの健康への意識向上

プレコンセプションケアの考えに基づき、若い世代が将来のライフプランを考えて、日々の生活や健康と向き合うことができるよう幅広い関係機関(保健・医療・福祉・教育等)と連携した啓発を行います。

健康づくり計画 重点施策 点検シート（令和6年度報告）

施策No.	施策1	施策名	健やかな誕生への支援	担当課	母子保健課	関係課	子ども家庭支援センター, 保育幼稚園課, 子ども育成課, 子育て給付課, 学校教育課, 地域保健課等
-------	-----	-----	------------	-----	-------	-----	--

Plan(計画)		Do(実行)		Check(評価)					Action(見直し)
◆令和6年度実施計画		◆令和6年度取組(具体的取組・工夫・配慮した点等)		◆自己評価					◆対応(改善, 今後どのようにするか)
<p>1 医療と連携した母体管理と保健指導 ・母子健康手帳交付時、パパママ教室等相談支援において、早産や低出生体重児のリスク要因についての啓発を行う</p> <p>①生活習慣の改善(飲酒・喫煙) ②母体の適正体重(やせ・肥満) ③歯周病予防と妊婦歯科健診の受診勧奨</p> <p>2 妊娠早期からの切れ目ない支援体制の充実 ・母子健康手帳アプリ「みらい」の活用推進 R6年度末 新規登録者割合 85% (母子健康手帳交付時、妊娠8か月アンケート、赤ちゃん誕生おめでとう訪問時の周知)</p> <p>3 思春期からの健康への意識向上 ・思春期保健に関連する庁内関係各課(学校教育課・地域保健課等)や関係機関(助産師会・ブリンク等)との情報共有の会を開催(年1回)</p>				R6	R7	R8	R9	R10	
				<評価基準> A:目標達成(100%以上) B:概ね達成(80~100%未満) C:少し下回った(60~80%未満) D:大きく下回った(60%未満)					
				◆検証(達成状況, その要因)					
		写真等							◇令和 年度協議会での意見

健康づくり計画 重点施策 基本シート

担当課	母子保健課	関係課	子ども育成課, 保育幼稚園課, 学校教育課, スポーツ振興課等
-----	-------	-----	---------------------------------

施策No.	施策2	施策名	子どもの頃からの生活習慣の確立
-------	-----	-----	-----------------

◆施策概要

乳幼児期からの生活習慣は、成長してからの健康状態に大きく影響を与え、生涯にわたる健康づくりの基盤となります。家庭や地域で子どもが健康的な生活習慣を確立できるよう支援していきます。

◆目標

指標	現状値 令和5(2023)年	目標値 令和16(2034)年
21時までに就寝する子ども(3歳児)の割合	23.0%	50%
子ども(3歳児)の動画の視聴時間(2時間以内)の割合	62.2%	70%
むし歯のない子ども(3歳児)の割合*	89.7% (令和4(2022)年度)	94% (令和16(2034)年度)

※高知市3歳児歯科健診結果

◆今後の方向性

- ▶乳幼児期の生活リズムの確立
赤ちゃん誕生おめでとう訪問や乳幼児健診, 日々の相談等を通じて, 関係機関と連携しながら多職種多機関で子どもの健康管理と保健指導を行っていきます。
- ▶乳児期の頃からの身体活動
乳児期からの遊びを通じて, 身体の発育・発達が促されるよう, 支援を行っていきます。
発達段階に応じて相談したり, 学べる機会が切れ目なく提供できるように, 関係機関と連携しながら啓発の機会や方法等について検討し, 取り組んでいきます。
- ▶乳幼児期からの歯と口の健康づくり
赤ちゃん誕生おめでとう訪問や幼児健診, 離乳食教室, 育児相談等の事業を活用しながら, 乳幼児期からの規則正しい食習慣の確立や口腔機能の獲得と育成のために正しい知識を普及し, 保育園や幼稚園等とも連携した取組を行っていきます。
- ▶情報発信と啓発
母子手帳アプリやSNSなどを活用し, 子どもの年齢や発達段階に応じた情報発信を積極的に行い, 保護者へ正しい知識の普及啓発を行っていきます。

健康づくり計画 重点施策 点検シート（令和6年度報告）

施策No.	施策2	施策名	子どもの頃からの生活習慣の確立	担当課	母子保健課	関係課	子ども育成課, 保育幼稚園課, 学校教育課, スポーツ振興課等
-------	-----	-----	-----------------	-----	-------	-----	---------------------------------

Plan(計画)	Do(実行)	Check(評価)					Action(見直し)
◆令和6年度実施計画	◆令和6年度取組(具体的取組・工夫・配慮した点等)	◆自己評価					◆対応(改善, 今後どのようにするか)
1 乳幼児期の生活リズムの確立 ・重要性について保護者に啓発(妊産婦子育て相談はぐくみ, 離乳食教室, 3~4か月児アンケート, 幼児健診等活用) ・地域子育て支援センター等での出前講座 ・育児に関する相談支援を行う関係者への研修(赤ちゃん訪問員, 健診従事者) 2 乳児期からの身体活動 ・身体活動を促進する関わりの重要性を啓発(赤ちゃん誕生おめでとう訪問, 妊産婦子育て相談はぐくみ, 離乳食教室, 3~4か月児アンケート等活用) ・地域子育て支援センター等での出前講座 ・育児に関する相談支援を行う関係者への研修(赤ちゃん訪問員) 3 乳幼児期からの歯と口の健康づくり ・乳児期からの食習慣確立や口腔機能獲得, 育成のための食べ方の啓発 ・幼児期の食習慣, かむこと, ぶくぶくうがい等について啓発 ・口腔機能育成について関係者への理解促進(赤ちゃん訪問員等) 4 情報発信と啓発 ・高知市子育てアプリみらいを活用した情報発信(上記1~3について)		R6	R7	R8	R9	R10	<評価基準> A:目標達成(100%以上) B:概ね達成(80~100%未満) C:少し下回った(60~80%未満) D:大きく下回った(60%未満)
		◆検証(達成状況, その要因)					
		写真等					
						◇令和 年度協議会での意見	

健康づくり計画 重点施策 基本シート

担当課	健康増進課	関係課	母子保健課, 保育幼稚園課, 子ども育成課, 学校教育課, 保険医療課, 基幹型地域包括支援センター等
-----	-------	-----	---

施策No.	施策6	施策名	歯と口の健康づくり
-------	-----	-----	-----------

◆施策概要

歯と口の健康は、「食べる」「話す」などの口の機能を果たすために欠かすことができないもので、生活の質に大きく関わっているものです。また、全身の健康にも影響しています。

歯と口の健康のためには、むし歯や歯周病の予防が不可欠で、子どもの頃に獲得した口腔機能を生涯にわたり維持、向上していくことが重要です。口腔保健支援センターを拠点として、ライフステージごとの特性、ライフコースアプローチを踏まえた歯と口の健康づくりに取り組んでいきます。

◆目標

指標	現状値 令和5(2023)年	目標値 令和16(2034)年
1年間に歯科検診を受けた人の割合 (20~69歳)	55.8%	65%
50~60歳代で何でもかんで食べること のできる人の割合	77.8%	90%

指標	現状値 令和5(2023)年	目標値 令和16(2034)年
歯周病と全身疾患の関係 周知度		
・糖尿病	54.6%	65%
・早産・低出生体重児出産	34.0%	50%
・肺炎	37.4%	50%

◆今後の方向性

▶口腔保健支援センター機能の充実・強化

口腔保健支援センター機能の充実を図り、きめ細かな支援を心掛けるとともに様々な部署や関係機関等とのさらなる連携に力を入れ社会環境整備に取り組んでいきます。

▶ライフコースを踏まえた歯と口の健康づくり

歯科疾患の予防、重症化予防

園や学校のフッ化物洗口実施施設数の増加や、口腔衛生習慣の確立に向けた支援を継続していきます。

成人期においてもフッ化物を活用したむし歯予防の必要性を啓発します。

歯周病と全身疾患の関係を広く啓発するために、生活習慣病予防と連携した取組を継続し、歯・口からはじまる健康づくりが根付くよう取り組んでいきます。

あらゆる機会を捉えて定期的に歯科受診する必要性を啓発します。

口腔機能の獲得・維持・向上

乳幼児期からの口腔機能の獲得や育成、学童期のかむこと、口呼吸等の悪習慣改善のために正しい知識の普及と、園や学校等と連携した取組を行っていきます。

中年期以降、何でもかんで食べることができる咀嚼良好者を増やすために、成人期からの歯科疾患予防と併せて、口腔機能の維持・向上の必要性を働きかけ、オーラルフレイル予防に取り組んでいきます。

健康づくり計画 重点施策 点検シート (令和6年度報告)

施策No.	施策6	施策名	歯と口の健康づくり	担当課	健康増進課	関係課	母子保健課, 保育幼稚園課, 子ども育成課, 学校教育課, 保険医療課, 基幹型地域包括支援センター等
-------	-----	-----	-----------	-----	-------	-----	---

Plan(計画)	Do(実行)	Check(評価)					Action(見直し)
◆令和6年度実施計画	◆令和6年度取組(具体的取組・工夫・配慮した点等)	◆自己評価					◆対応(改善, 今後どのようにするか)
<p>1 口腔保健支援センター機能の充実・強化</p> <p>【支援の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園や学校等でのフッ化物洗口実施に向けての支援, 継続支援 ・子どもの口腔機能育成のための支援 ・働く世代, 高齢期の歯と口の健康, 災害時の食と口腔ケアの普及啓発 ・母子保健, 高齢者, 障害者福祉における歯科に関する相談への助言等 <p>【連携の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関, 関係団体, 関係部局等と連携した社会環境づくり <p>2 ライフコースを踏まえた歯と口の健康づくり</p> <p>【歯科疾患の予防, 重症化予防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園や学校でのフッ化物洗口の普及 ・小学生, 中学生における歯肉炎予防(口腔衛生習慣の確立, よくかむこと等) ・若い世代, 働く世代へのむし歯予防, 歯周病予防(フッ化物の啓発, 定期的な歯科受診) ・生活習慣病予防と連携した取組 <p>【口腔機能の獲得・維持・向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園や学校等での口腔機能育成 ・人材育成(口腔機能育成に関わる方) ・生活習慣病予防と併せた成人期からのオーラルフレイル予防対策 	写真等	R6	R7	R8	R9	R10	<p>◇令和 年度協議会での意見</p>
		<p>〈評価基準〉</p> <p>A:目標達成(100%以上)</p> <p>B:概ね達成(80~100%未満)</p> <p>C:少し下回った(60~80%未満)</p> <p>D:大きく下回った(60%未満)</p>					
		◆検証(達成状況, その要因)					

健康づくり計画 重点施策 基本シート

担当課	健康増進課, 母子保健課	関係課	全庁
-----	--------------	-----	----

施策No.	施策7	施策名	こころの健康づくり
-------	-----	-----	-----------

◆施策概要

こころの健康づくりは自分らしく生きるために重要で、生活の質に大きく影響するため、生涯を通じて取り組む必要があります。また、自殺対策は、こころの健康だけでなく、複雑に絡み合っている社会的要因を含めた様々な問題への働き掛けが必要です。そのため、精神保健分野だけではなく、幅広い分野と連携した取組を進める必要があります。

◆目標

指標	現状値 令和5(2023)年	目標値 令和16(2034)年
心理的苦痛を感じている人(K6 [※] の値が10点以上の人)の割合	16.7%	11%

※K6…米国のKesslerらによって、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で 心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている。合計得点が10点以上の者の頻度は、気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合の推定値と考えられる。

◆今後の方向性

▶こころの健康づくりの推進

- ・メンタルヘルスの正しい知識を地域住民等に幅広く普及し、メンタルヘルスファーストエイド(こころの応急処置)ができる人を増やします。
- ・メンタルヘルスのセルフチェックを呼びかけるとともに、相談窓口を周知します。

▶自殺対策の推進

- ・平成30(2018)年度に策定した「高知市自殺対策計画」に基づく取組を引き続き実施し、令和6(2024)年度に改訂を実施します。
- ・ゲートキーパー養成研修を継続して実施し、ゲートキーパーを増やします。
- ・ライフステージ等に合わせて、関係機関と連携し自殺予防対策を進めます。

▶妊産婦のメンタルヘルスケア

- ・妊娠中や産後は、精神不調をきたす可能性や増悪するおそれがあるため、支援の必要な人を早期に把握し、適正なケアの提供ができるよう、母子保健分野と精神保健分野の連携した取組を継続します。
- ・母子健康手帳交付時面接により、産後うつなどの精神不調をきたしやすい妊婦を早期に把握し、妊娠中又は産後すぐに支援につながるよう取り組みます。
- ・産科医療機関や産後ケア等のサービスと連携し、産後うつの早期発見・予防に努めます。

健康づくり計画 重点施策 点検シート (令和6年度報告)

施策No.	施策7	施策名	こころの健康づくり	担当課	健康増進課, 母子保健課	関係課	全庁
-------	-----	-----	-----------	-----	--------------	-----	----

Plan(計画)	Do(実行)	Check(評価)					Action(見直し)
◆令和6年度実施計画	◆令和6年度取組(具体的取組・工夫・配慮した点等)	◆自己評価					◆対応(改善, 今後どのようにするか)
1 こころの健康づくりの推進 ・心のサポーター養成研修の実施 ・市民への啓発の実施(こころの体温計, ホームページ, 高知市公式LINE, チラシ・カードの配布等) ・出前講座「働く人のメンタルヘルス」の実施 2 自殺対策の推進 ・自殺対策計画庁内ワーキングを開催し, 高知市自殺対策計画の改定を実施 ・ゲートキーパー養成研修の実施 ・ライフステージに合わせた関係機関との連携の強化(教育機関, 基幹型地域包括支援センター等) 3 妊産婦への支援 ・産科医療機関との定例会の開催 ・産婦健診後の連絡・継続看護連絡票の活用 ・職員のアセスメント能力向上のための研修会や事例検討会の開催		R6	R7	R8	R9	R10	
		<評価基準> A:目標達成(100%以上) B:概ね達成(80~100%未満) C:少し下回った(60~80%未満) D:大きく下回った(60%未満)					
		◆検証(達成状況, その要因)					
	写真等						◇令和 年度協議会での意見

健康づくり計画 重点施策 基本シート

担当課	健康増進課	関係課	母子保健課, 保育幼稚園課、子ども育成課, 子ども家庭支援センター, 新エネルギー・環境政策課, 学校教育課, 福祉管理課, スポーツ振興課等
-----	-------	-----	---

施策No.	施策8	施策名	喫煙・受動喫煙対策
-------	-----	-----	-----------

◆施策概要

喫煙は、悪性新生物（肺がんや食道がんなど）・心疾患・脳血管疾患・呼吸器疾患（COPDなど）などの発症に大きな影響を与えるだけでなく、歯周病や低出生体重児の出生などの危険因子でもあります。また、受動喫煙によって、周囲の人の健康にも悪影響を及ぼします。喫煙率の低下を目指し、禁煙したい人が禁煙できるような支援や、20歳未満の人がたばこを吸い始めないこと、望まない受動喫煙が生じないための取組を進めます。

◆目標

指標	現状値		目標値	
	令和5(2023)年		令和16(2034)年	
喫煙率	全体	17.3%	13%	
	男性	27.3%	21%	
	女性	10.3%	7%	
受動喫煙の機会 ・受動喫煙を受けなかった人の割合	全体	47.9%	73%	
	男性	44.4%	70%	
	女性	50.8%	75%	
・喫煙者の子どもの前での喫煙	30.0%		10%	

◆今後の方向性

- ▶喫煙対策
紙巻たばこの害や健康への影響が懸念される加熱式たばこについての正しい知識や、COPDによる死亡を減らすためCOPDの周知啓発を進めます。また、禁煙希望者が禁煙できるよう、禁煙方法・相談窓口等の情報提供や相談支援に取り組みます。
- ▶受動喫煙対策
改正健康増進法の趣旨や義務内容の周知及び施設の管理権原者等に向けた相談・指導を行います。また、職域や関係機関と連携した職場や家庭での受動喫煙防止のための対策を進めます。
- ▶防煙対策
禁煙サポーターとともに防煙教室の推進に取り組み、学校保健との連携も進めます。

健康づくり計画 重点施策 点検シート (令和6年度報告)

施策No.	施策8	施策名	喫煙・受動喫煙対策	担当課	健康増進課	関係課	母子保健課, 保育幼稚園課, 子ども育成課, 子ども家庭支援センター, 新エネルギー・環境政策課, 学校教育課, 福祉管理課, スポーツ振興課等
-------	-----	-----	-----------	-----	-------	-----	--

Plan(計画)	Do(実行)	Check(評価)					Action(見直し)
◆令和6年度実施計画	◆令和6年度取組(具体的取組・工夫・配慮した点等)	◆自己評価					◆対応(改善, 今後どのようにするか)
【喫煙対策】 ①たばこの害に関する正しい知識の周知・情報発信 ・世界禁煙デーや禁煙週間での啓発 ・庁内掲示板での禁煙マンスリー掲載 ・保健事業や地域のイベント等での啓発 ②COPDに関するチラシ配布等の周知 ③禁煙希望者への情報提供・相談支援 ・禁煙サポーター養成講座・フォローアップ研修を開催 ・禁煙サポーターと協働した取組の検討 ・半年毎に禁煙外来一覧を更新し周知 ・カードによる相談窓口の周知 ・イベントや健康相談等にて, スモーカーライザーを活用した禁煙支援の実施 ・いきいき健康チャレンジ2024で禁煙に取り組む申込者に対し, 情報提供と電話フォローでの相談支援 【受動喫煙対策】 ・義務違反者等への助言・指導, 勧告, 公表, 命令等, マニュアルに沿って実施 ・関係機関と連携し, 子育て中の親やその支援者へ向けた情報提供・啓発 ・いきいき健康チャレンジの協力店や職域への情報発信・啓発 ・食品衛生責任者講習会での情報提供 【防煙対策】 ・禁煙サポーターと協働した夏休み放課後児童クラブでの防煙教室実施 ・食生活改善推進員による学校での食育講座活動に併せた防煙教室の実施 ・小学校等へたばこの害普及啓発物品貸出 ・小学生以上の子どもと親へ出前講座		R6	R7	R8	R9	R10	
		<評価基準> A:目標達成(100%以上) B:概ね達成(80~100%未満) C:少し下回った(60~80%未満) D:大きく下回った(60%未満)					
		◆検証(達成状況, その要因)					
	写真等						◇令和 年度協議会での意見

健康づくり計画 重点施策 基本シート

担当課	健康増進課	関係課	保険医療課, 母子保健課, 福祉管理課 等
-----	-------	-----	-----------------------

施策No.	施策10	施策名	生活習慣病(がん・循環器疾患・糖尿病)対策
-------	------	-----	-----------------------

◆施策概要

生活習慣病は、初期には自覚症状なく進行する特徴があるため、その予防・早期発見・早期治療のためには定期的に健(検)診を受け、自身の健康状態を把握することが大切です。そして、検査値の異常や気になる項目があれば、医療機関への受診や生活習慣の改善など適切な行動をとるといった、生活習慣病の発症予防、重症化予防につながる取組を進めます。

◆目標

指標	現状値		目標値
	令和5(2023)年	令和16(2034)年	
過去1年間にがん検診を受けた人の割合(子宮頸がん・乳がんは2年以内) 胃・大腸・肺・乳:40～60歳代 子宮頸:20～60歳代	<ul style="list-style-type: none"> 胃がん 47.7% 大腸がん 41.4% 肺がん 39.8% 乳がん 48.5% 子宮頸がん 43.3% 		全て60%以上

指標	現状値		目標値
	令和5(2023)年	令和16(2034)年	
がん検診精密検査受診率	<ul style="list-style-type: none"> 胃がん 93.5% 大腸がん 86.1% 肺がん 90.7% 乳がん 96.7% 子宮頸がん 91.7% 		98% 90% 98% 98% 98% (令和3(2021)年度) (令和15(2033)年度)

指標	現状値		目標値
	令和5(2023)年	令和16(2034)年	
標準化死亡比(5年間) 心疾患(高血圧性を除く)	男性 107.8 女性 109.9		全て100以下 (令和11(2029)～令和15(2033)年)
脳血管疾患	男性 109.6 女性 101.3		
糖尿病の人の治療継続割合	45.5%		55%

◆今後の方向性

- ▶がん検診及びがん検診後の精密検査未受診者に対し、ナッジ理論などを用いた効果的な通知の実施や周知啓発を行い、受診勧奨を進めていきます。
- ▶特定健診の受診率向上等、データヘルス計画と連動した取組を実施していきます。
- ▶福祉関係課と連動した取組を実施する健康増進法健診や女性健診については、受診勧奨の継続、受診後の保健指導の取組を強化していきます。
- ▶糖尿病・高血圧等の血管病予防に関する啓発の強化は、周知啓発の工夫を実施し、市民が生活習慣の改善や必要な治療を継続できるように取り組んでいきます。
- ▶職域への働きかけや、各保険者、生活習慣病予防に関する協議会等の関係機関との連携、協働により、市民の生活習慣病予防や重症化予防の取組を進めていきます。

健康づくり計画 重点施策 点検シート（令和6年度報告）

施策No.	施策10	施策名	生活習慣病(がん・循環器疾患・糖尿病)対策	担当課	健康増進課	関係課	保険医療課, 母子保健課, 福祉管理課 等
-------	-------------	-----	-----------------------	-----	-------	-----	-----------------------

Plan(計画)	Do(実行)	Check(評価)					Action(見直し)
◆令和6年度実施計画	◆令和6年度取組(具体的取組・工夫・配慮した点等)	◆自己評価					◆対応(改善, 今後どのようにするか)
<p>【がん検診】 ・がん検診受診率向上に向け、啓発の機会や媒体を工夫(ナッジ理論の活用) ・がん検診精密検査未受診者に対し、個別受診勧奨強化</p> <p>【健康増進法健診・女性健診】 ・受診率向上に向け周知の機会を増やす ・保健指導取組強化のため、事例検討会を実施し、指導内容の検討と指導後の評価実施</p> <p>【血管病予防に関する啓発】 ・量販店でのイベントや保健事業、出前講座にて生活習慣病等の啓発(塩分味覚域チェック実施など) ・食育推進事業と連携し、「よく噛む」をテーマに取組を実施 ・関係部署等と連携したアルコール健康障害対策</p> <p>【職域へのアプローチ】 関係機関と連携し、健康経営の視点を取り入れた生活習慣病予防に関する出前講座や個別訪問等を実施する</p> <p>【関係機関との連携・協働】 ・いきいき健康チャレンジ協力店や各保険者、包括連携協定提携事業者と健康づくりに関する協働した取組実施 ・生活習慣病予防に関する協議会(年2回)にて、協働の取組や各団体のネットワークを活かし、健康づくり活動の拡充を図る ・関係課と連携し、ライフコースアプローチを意識した働きかけの実施</p>	写真等	R6	R7	R8	R9	R10	<p>〈評価基準〉 A:目標達成(100%以上) B:概ね達成(80~100%未満) C:少し下回った(60~80%未満) D:大きく下回った(60%未満)</p>
		◆検証(達成状況, その要因)					
		◇令和 年度協議会での意見					

健康づくり計画 重点施策 基本シート

担当課	母子保健課, 健康増進課	関係課	保育幼稚園課, 学校教育課, 基幹型地域包括支援センター, 障がい福祉課, 地域共生社会推進課 等
-----	--------------	-----	---

施策No.	施策14	施策名	地域とともに進める健康なまちづくり
-------	------	-----	-------------------

◆施策概要

人とのつながりがある人は、自覚的健康感が高く健康寿命が長いと言われています。健康寿命の延伸を目指すため、住んでいるところや友人や趣味活動の集いの場、職場など様々なコミュニティの中の多様なつながりによって、市民が自分は健康だと感じることができるようなまちづくりを、地域とともに進めていきます。

◆目標

指標	現状値		目標値			
	令和5(2023)年		令和16(2034)年			
身近に健康づくりについて話したり、誘ったりする人がいる割合	全体 40.7%	男性 34.5%	女性 45.5%	全体 50%	男性 45%	女性 55%
地域の人々がお互い助け合っていると思う「強く思う」「どちらかと言えばそう思う」人の割合	34.6%		45%			

◆今後の方向性

- ▶人との交流や社会活動への参加など、市民がつながりの機会を持てるような働きかけを行います。
- ▶市民や関係者が、地域の中で互いに健康づくりについて話したり誘い合ったりすることで、健康づくりが身近になるような環境づくりを進めます。
- ▶市民が正しい健康情報を選択し、行動変容の後押しにつながるよう、ナッジ理論を活用した効果的な周知啓発や、地域や民間企業等と連携した取組を進めます。
- ▶健康に特化しない様々な施策でも、身体活動や歩行数の増加につながる歩きたくなる環境づくりなど、庁内各課と連携・協働し、自然と健康になれる環境づくりを進めます。
- ▶地域の事業所が健康経営の考えを踏まえ、働く世代の健康づくりに主体的に取り組むことができるように、保険者や産業保健総合支援センター等関係機関と協働することで、職域での保健事業の活用を進めていきます。
- ▶市民や庁内外の関係者が取り組む地域活動の中に保健活動が溶け込み、「自分の住むまちが健康だと感じる」ことができるよう、地域とともに健康なまちづくりを進めます。

健康づくり計画 重点施策 点検シート（令和6年度報告）

施策No.	施策14	施策名	地域とともに進める健康なまちづくり	担当課	母子保健課, 健康増進課	関係課	保育幼稚園課, 学校教育課, 基幹型地域包括支援センター, 障がい福祉課, 地域共生社会推進課 等
-------	------	-----	-------------------	-----	--------------	-----	---

Plan(計画)	Do(実行)	Check(評価)					Action(見直し)
◆令和6年度実施計画	◆令和6年度取組(具体的取組・工夫・配慮した点等)	◆自己評価					◆対応(改善, 今後どのようにするか)
1 包括連携協定を締結している企業と連携した健康づくり 2 地域福祉コーディネーターが取り組んでいる福祉分野での地区活動に保健の立場で参加し, ニーズに合わせた健康に関する情報提供や課題検討の実施 3 「いきいき健康チャレンジ」をヘルスプロモーションとして進めるための仕組みの見直し, 働く世代や職場でも活用しやすい仕組みづくり 4 アルコール健康障害対策のプロジェクトチーム設置と取組開始 5 市民が正しい健康情報を選択し, 行動変容の後押しにつながるようなナッジ理論を用いた啓発活動 6 庁内関係部局(高齢部門, 教育委員会やスポーツ振興課等)と健康課題を共有し, 健康に特化しない施策にも健康の視点を取り入れられるよう連携 7 生活習慣病予防に関する協議会, 食育推進会議, やるぞねっと情報交換会, 口腔保健検討会の参加団体と協働し, 健康に関する啓発やイベント等を実施		R6	R7	R8	R9	R10	
		〈評価基準〉 A:目標達成(100%以上) B:概ね達成(80~100%未満) C:少し下回った(60~80%未満) D:大きく下回った(60%未満)					
		◆検証(達成状況, その要因)					
	写真等						◇令和 年度協議会での意見

健康づくり計画 重点施策 基本シート

担当課	生活食品課	関係課	なし
-----	-------	-----	----

施策No.	施策15	施策名	食品衛生知識の普及啓発の強化
-------	------	-----	----------------

◆施策概要

全国において、鶏刺しや鶏たたき等の喫食によるカンピロバクター食中毒が多く発生しています。消費者自らの選択で避けることができる食中毒の一つですが、市内においても、同様の食中毒の発生が後を絶たない現状に対し、消費者に向けた食中毒の予防対策のための食品衛生知識の普及啓発に取り組む必要があります。

◆目標

指標	現状値		目標値	
	令和5(2023)年		令和16(2034)年	
鶏刺しや鶏たたき等(生や加熱不十分な鶏肉料理)を食べる人の割合	20歳代	14.1%	20歳代	12.1%
	30歳代	18.5%	30歳代	16.5%
	40歳代	23.3%	40歳代	21.3%

◆今後の方向性

▶ホームページやあかるいまち等を活用し、鶏刺しや鶏たたき等(生や加熱不十分な鶏肉料理)を食べることにより、食中毒の危険性が高まることなどの情報を分かりやすく取りまとめて提供するとともに、SNSを通じた普及啓発にも努めます。

▶消費者を対象とした講習会やリスクコミュニケーションを通じ、消費者が鶏刺しや鶏たたき等の喫食の危険性についての知識を習得し、自らの判断で安全な食品を選択することができるようにするための取組を進めます。リスクコミュニケーションについては、他自治体の開催方法等を参考とし、開催に努めます。

健康づくり計画 重点施策 点検シート（令和6年度報告）

施策No.	施策15	施策名	食品衛生知識の普及啓発の強化	担当課	生活食品課	関係課	なし
-------	------	-----	----------------	-----	-------	-----	----

Plan(計画)	Do(実行)	Check(評価)					Action(見直し)
◆令和6年度実施計画	◆令和6年度取組(具体的取組・工夫・配慮した点等)	◆自己評価					◆対応(改善, 今後どのようにするか)
<p>○ホームページ, あかるいまち, SNS等を通じ, 鶏刺しや鶏たたき等の喫食によるカンピロバクター食中毒の発生状況や消費者向けの食中毒の予防対策について, 情報を提供する。取組を進めるにあたり, 分かりやすい情報を取りまとめ, 定期的な情報の提供に努める</p> <p>○食の安全・安心に関するリスクコミュニケーションの開催時には, カンピロバクター食中毒の予防対策の話題提供に努める</p> <p>○その他の取組として, 新年会, 歓送迎会, 忘年会などの時期の前に, 鶏刺しや鶏たたき等の喫食の危険性について, 注意喚起を行う</p>		R6	R7	R8	R9	R10	
		<評価基準> A:目標達成(100%以上) B:概ね達成(80~100%未満) C:少し下回った(60~80%未満) D:大きく下回った(60%未満)					
		◆検証(達成状況, その要因)					
	写真等						◇令和 年度協議会での意見

健康づくり計画 重点施策 基本シート

担当課	生活食品課	関係課	なし
-----	-------	-----	----

施策No.	施策26	施策名	動物の愛護及び適正飼養の推進
-------	------	-----	----------------

◆施策概要

人と動物が共存できるまちを目指し、関係団体等と連携しながら、動物の騒音や糞害苦情などの環境問題として、適正飼養の普及啓発や飼い主のいない猫対策を進めてきましたが、まだまだ十分とは言えない状況にあります。また、小動物管理センターへ収容され処分される動物を増やさないためにも保護した動物の譲渡の推進とともに、動物取扱業への監視指導を徹底していくことも重要です。

◆目標

指標	現状値 令和5(2023)年	目標値 令和16(2034)年
飼主には終生飼養義務があることを知っている人の割合	73.1%	83%
飼犬に身分表示(所有明示)をしている人の割合	36.6%	71%
地域猫活動を知っている人の割合	35.5%	56%

◆今後の方向性

これら現状と課題を踏まえ、動物愛護に関する啓発事業内容の充実や多様化を促進させ、動物の適正な飼養と保管管理の普及啓発を推進しながら市民の生活衛生の向上や人と動物が共存できるまちづくりを目指します。また、これら啓発事業の実施拠点となるべき「こうち動物愛護センター(仮称)」の整備・運営を高知県との協議により進めます。

引き続き、地域猫活動等の住民の自助・共助の取組の支援など動物愛護の取組を促進するとともに、市民が動物を飼い始める接点となる、動物取扱業の適正化と動物の不適切な取り扱いへの対応を強化します。

飼い主の高齢化など地域社会の状況に対応するため、動物飼養に関する相談支援体制の整備とともに、多頭飼育崩壊などに見られる生活面支援など社会福祉部門との連携体制の構築等も必要な状況となっています。

さらに、飼い主の災害への備えに対する意識向上を図るための普及啓発や同行避難を前提とした避難所の運営支援など、発災時の危機管理体制を整備していきます。

健康づくり計画 重点施策 点検シート（令和6年度報告）

施策No.	施策26	施策名	動物の愛護及び適正飼養の推進	担当課	生活食品課	関係課	なし
-------	------	-----	----------------	-----	-------	-----	----

Plan(計画)	Do(実行)	Check(評価)					Action(見直し)
◆令和6年度実施計画	◆令和6年度取組(具体的取組・工夫・配慮した点等)	◆自己評価					◆対応(改善, 今後どのようにするか)
<p>○「こうち動物愛護センター(仮称)」の候補地は高知市高須304の高須浄化センター南側敷地に選定された。令和8年度中の完成, 令和9年度開設を目指し整備を進める。高知県と継続して協議を行い, 運営方針の策定や予算化に努める</p> <p>○地域猫活動等の取組みをホームページやセミナーの開催などを通じて周知し, 促進させ, 活動のあり方や地域の状況に応じた支援を継続する</p> <p>○飼い主の災害への備えに対する意識向上を図る啓発を進める</p>		R6	R7	R8	R9	R10	
		<p>〈評価基準〉</p> <p>A:目標達成(100%以上)</p> <p>B:概ね達成(80~100%未満)</p> <p>C:少し下回った(60~80%未満)</p> <p>D:大きく下回った(60%未満)</p>					
		◆検証(達成状況, その要因)					
	写真等						◇令和 年度協議会での意見

健康づくり計画 重点施策 基本シート

担当課	地域保健課	関係課	保健所各課, 保健医療専門職配置課, 防災担当課
-----	-------	-----	--------------------------

施策No.	施策28	施策名	災害時の公衆衛生活動体制の強化
-------	------	-----	-----------------

◆施策概要

今後30年以内に70～80%の確率で発生すると言われている南海トラフ地震に備え、浦戸湾三重防護対策の完成予定である令和13(2031)年度までに、保健所を中心とした公衆衛生活動の体制も強化していきます。また、南海トラフ地震発生に向けた体制の強化が、台風等の局地的な災害や新たな感染症等健康危機発生時の備えにもつながることを目指します。

◆目標

指標	現状値 令和5(2023)年	目標値 令和16(2034)年
保健所職員及び庁内保健医療専門職 [※] の 災害研修への参加割合	—	100% (令和16(2034)年度)

※保健医療専門職は、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、保精神保健福祉士とする。

◆今後の方向性

次の取組を通して、関係職員の理解を促進し、災害に対応できる人材を増やしていきます。

- ▶保健所職員のDHEAT養成研修の受講促進と本庁を含む関係職員との内容共有
- ▶公衆衛生活動マニュアルの適宜改定による充実と関係職員への周知
- ▶研修及び訓練の継続と保健活動チームの被災地派遣体制の維持
- ▶災害時の保健師の活動体制の明確化と保健活動マニュアルの策定、平時から災害に備えた保健活動
- ▶発災時の保健医療福祉活動チームの受援体制の構築

健康づくり計画 重点施策 点検シート（令和6年度報告）

施策No.	施策28	施策名	災害時の公衆衛生活動体制の強化	担当課	地域保健課	関係課	保健所各課, 保健医療専門職配置課, 防災担当課
-------	-------------	-----	------------------------	-----	-------	-----	--------------------------

Plan(計画)	Do(実行)	Check(評価)					Action(見直し)
◆令和6年度実施計画	◆令和6年度取組(具体的取組・工夫・配慮した点等)	◆自己評価					◆対応(改善, 今後どのようにするか)
1 指標(保健所職員及び市内保健医療専門職の災害研修への参加割合)の現状値の把握 2 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)養成研修の計画的受講 3 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)養成研修受講済者へのフォローアップ研修の実施 4 保健所職員対象の災害研修及び訓練の実施 5 災害時保健活動マニュアルの新規策定 6 災害時公衆衛生活動マニュアルの改定 7 保健活動チームの被災地派遣体制の維持 8 県等が実施する災害・健康危機管理研修及び訓練への保健師等の参加促進		R6	R7	R8	R9	R10	
		<評価基準> A:目標達成(100%以上) B:概ね達成(80~100%未満) C:少し下回った(60~80%未満) D:大きく下回った(60%未満)					
		◆検証(達成状況, その要因)					
	写真等						◇令和 年度協議会での意見

高知市自殺対策計画の改定 について

令和6年8月29日
健康増進課

1 高知市自殺対策計画(平成31年3月策定)の概要

■ 計画策定の趣旨

平成28年に改正された自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村地域自殺対策計画」であり、地域全体で自殺対策に取り組むためのもの

■ 基本理念

自殺対策の本質が生きることの支援であるということを確認し、「生きることの包括的な支援」として、地域全体で自殺対策に取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのない高知市」の実現をめざす

■ 計画期間：平成31(2019)年度～令和6(2024)年度

■ 令和5年3月：中間見直し追加版を策定

3

■ 中間見直し後の取組状況

○ 地域におけるネットワークの強化

- ・ 高齢者の自殺予防のために高齢者の支援機関との連携強化
- ・ 庁内ワーキンググループ委員に子ども分野の担当課を追加
- ・ こうちセーフティネット連絡会の参加団体へ自殺対策の周知

○ 自殺対策を支える人材の育成(重点施策)

- ・ ゲートキーパー^{*}養成研修の対象を拡大して実施し、あわせて専門機関が相談先になることを周知

ゲートキーパー^{*}：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと

4

○ 市民への啓発と周知

- ・ 「こころの体温計」を活用し、メンタルヘルスセルフケアの推進
- ・ 自殺予防啓発関連チラシ・カードの配布
- 新**・ 心のサポーター^{*}養成研修の実施

^{*}心のサポーター：メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持ち、身近な人に対してできる範囲で手助けをする傾聴を中心とした支援者のこと

○ 生きることの促進要因への支援

- ・ 出前講座「働く人のメンタルヘルス」の実施



○ ライフステージに応じた支援の充実

- ・ 県が実施する「SOSの出し方教育」との連携を検討
- ・ 妊娠期から子育て中も含めた妊産婦への支援
- ・ 高齢者の自殺相談があった場合には、地域包括支援センターと連携して対応

5

■ 目標の達成状況

○ 自殺対策全体の数値目標(令和6(2024)年)

- ・ 自殺死亡者数：平成29(2017)年と比べて10.0%減少(45人以下)
- ・ K6^{*}の値が10点以上の人の割合：11.0%

指標	平成29(2017)年	令和3(2021)年	令和5(2023)年
自殺死亡者数	50人	55人	44人
K6の値が10点以上の人の割合	12.2%	— (※令和5年調査予定)	16.7%

^{*}K6：米国のKesslerらによって、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発された指標で、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている。合計得点が10点以上の者の頻度は、気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合の推定値と考えられる。

6

○ 具体的施策の数値目標と実績

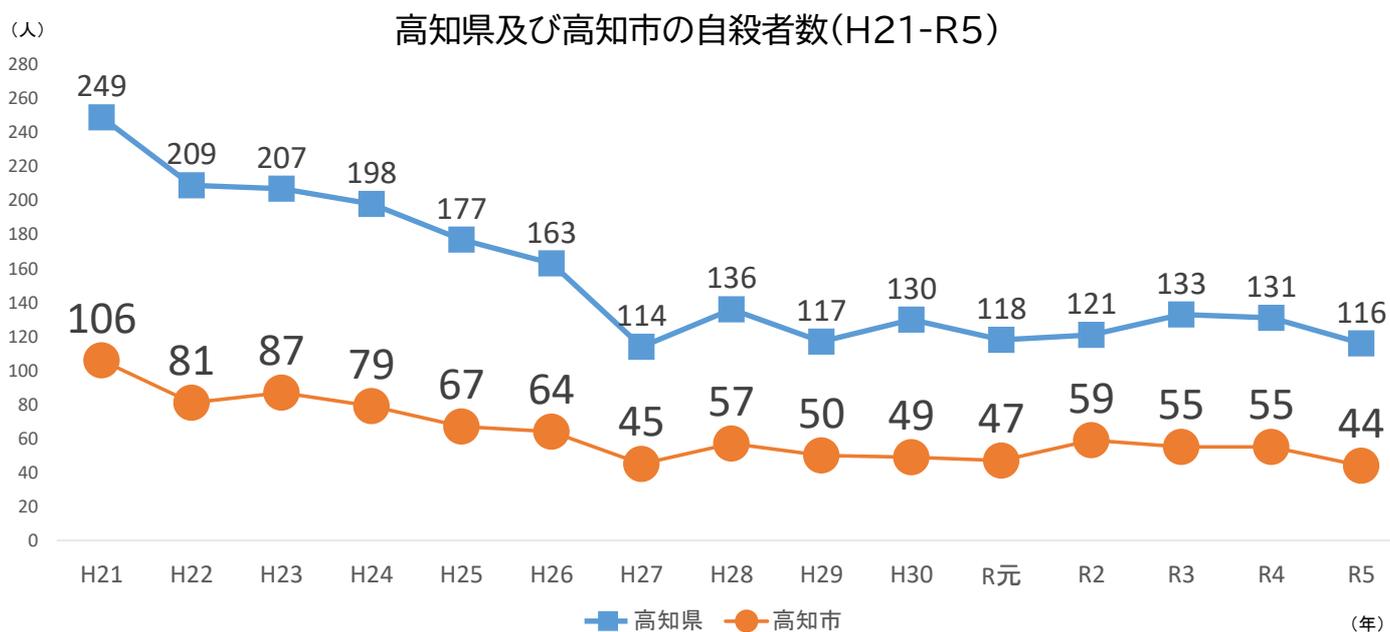
指標・実績	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和5 (2023)年	目標値 令和6 (2024)年
庁内職員のゲートキーパー養成研修受講率	※1 対象課の90.0%が受講	対象課の100%が受講	(追加:対象課の委託先) ・対象課の100%が受講 ※2 ・対象課の委託先の60.0%が受講	対象課・対象課の委託先の100%が受講	対象課等の100%が受講
ゲートキーパー養成研修参加者のうち「今後に活用できる」「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合(研修受講時アンケート)	「今後に活用できる」 平均:95.3%	「今後に活用できる」 平均:94.0% 「自殺対策の理解が深まった」 平均:89.6%	「今後に活用できる」 平均:92.9% 「自殺対策の理解が深まった」 平均:94.1%	「今後に活用できる」 平均:96.0% 「自殺対策の理解が深まった」 平均:95.0%	80.0%以上
自殺予防啓発関連チラシの配布機会	18か所	6か所	96か所	108か所	10か所以上/年

※1 対象課 : 対人援助を業務にもっている課(30課)

※2 対象課の委託先 : 20か所

7

2 高知市の現状

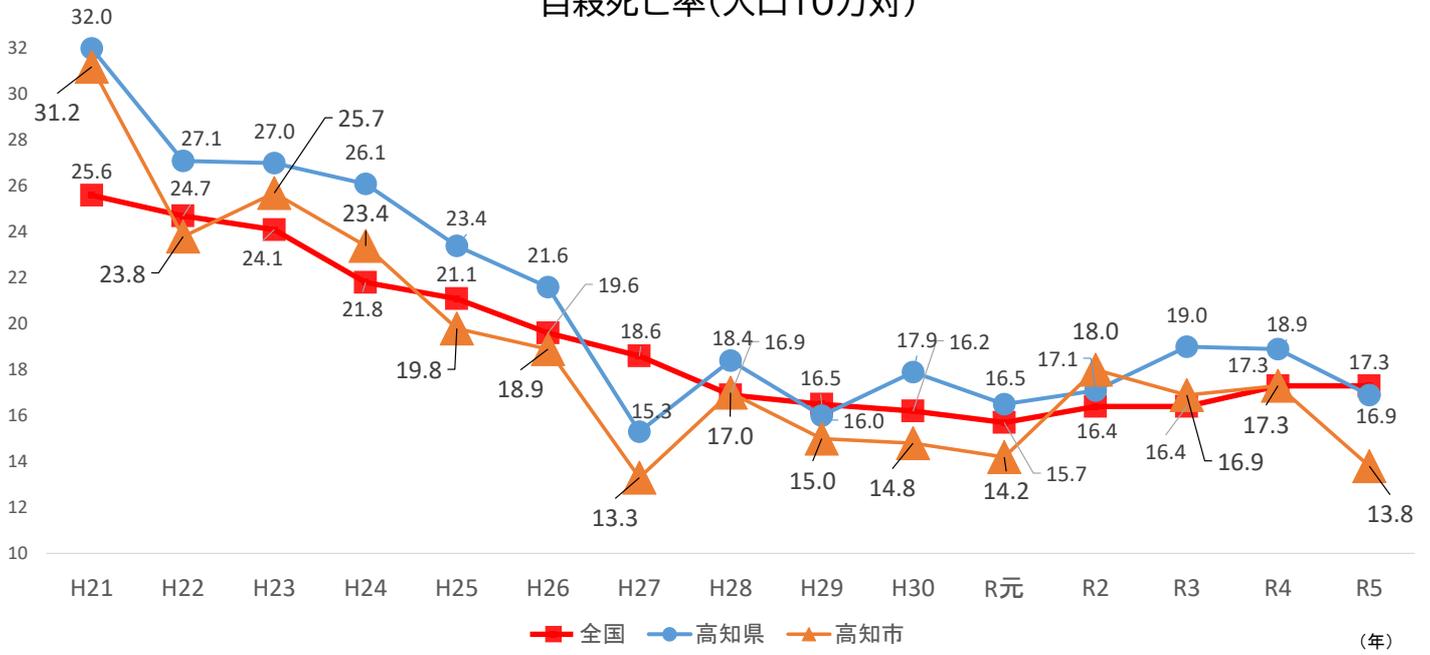


出典:厚生労働省「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」

自殺者数は、平成21(2009)年の106人をピークに減少し、近年は40~50人前後になっています。

8

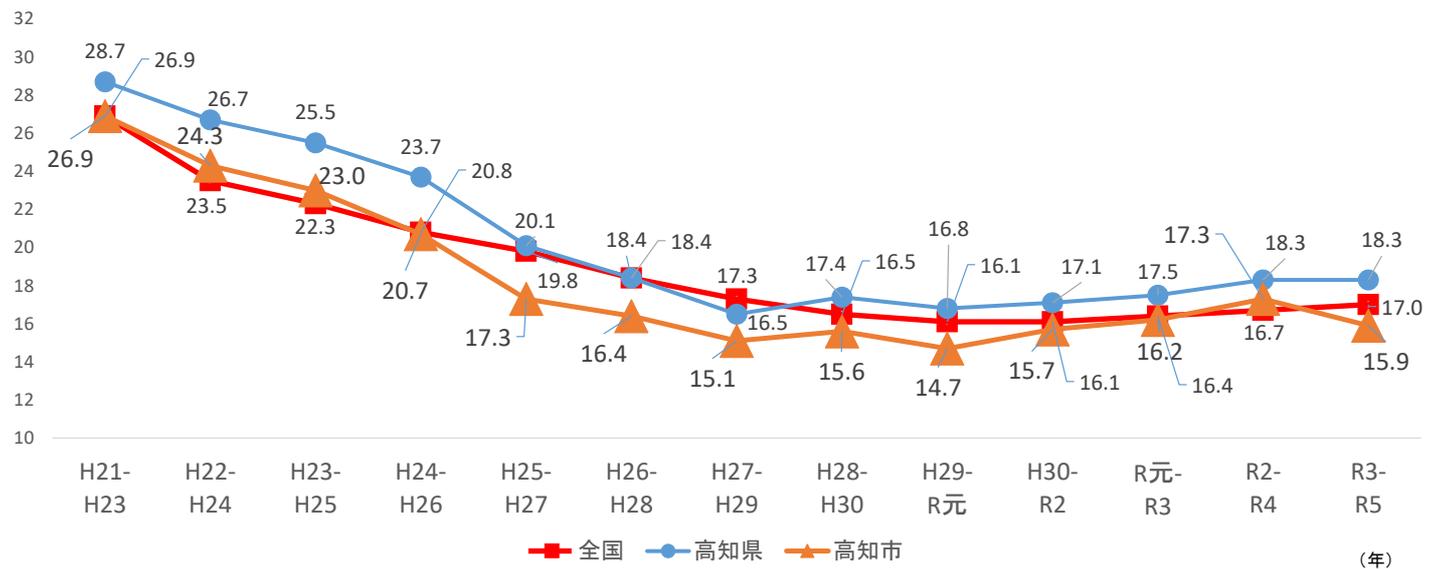
自殺死亡率(人口10万対)



出典:厚生労働省「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」

自殺死亡率は減少傾向でしたが、平成27(2015)年を底にして、増加に転じました。令和2(2020)年には全国や高知県を上回る数値でしたが、令和5(2023)年には13.8と減少しています。

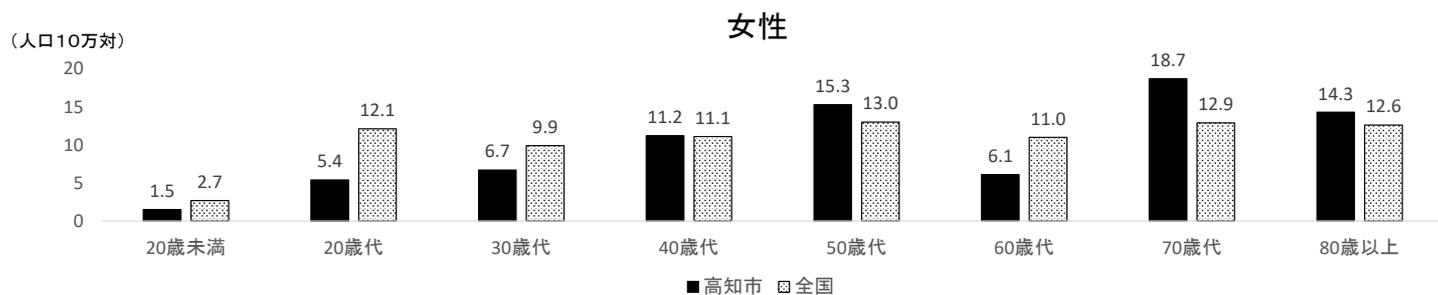
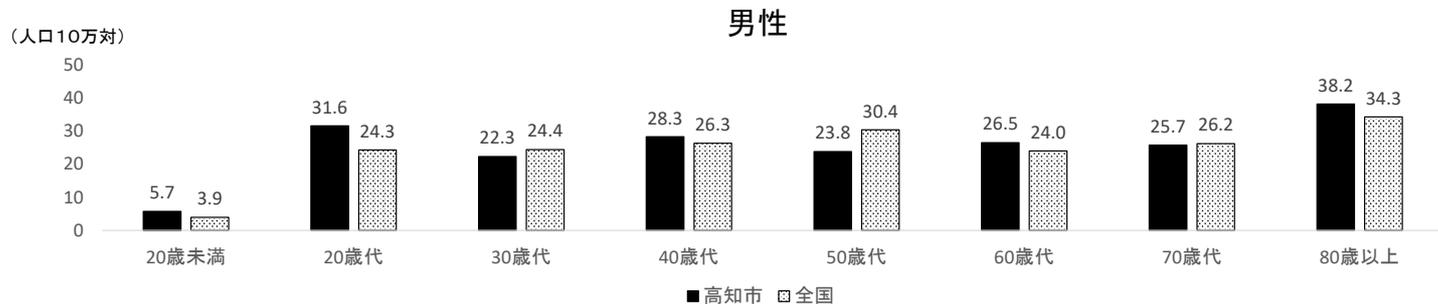
自殺死亡率(3か年平均)の推移(人口10万対)



出典:厚生労働省「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」

自殺死亡率(3か年平均)は平成30(2018)年~令和2(2020)年から微増傾向で、令和2(2020)年~令和4(2022)年では、全国を上回っていましたが、令和3(2021)年~令和5(2023)年では、15.9と、全国や高知県を下回る値となっています。

性別、年代別の死亡率(H30～R4平均)



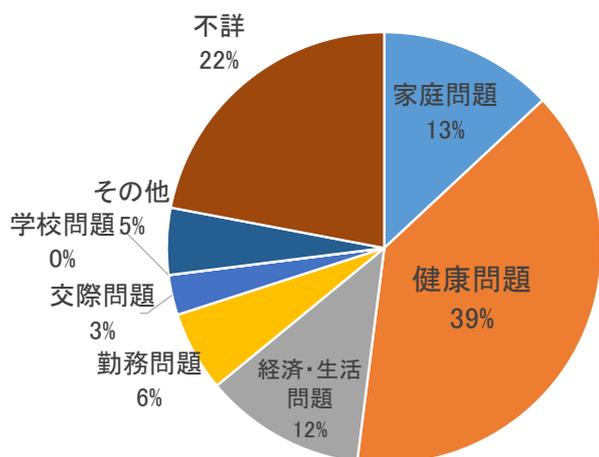
出典:自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2023)」

自殺死亡率は、男性では80歳以上、女性では70歳代が最も高くなっています。

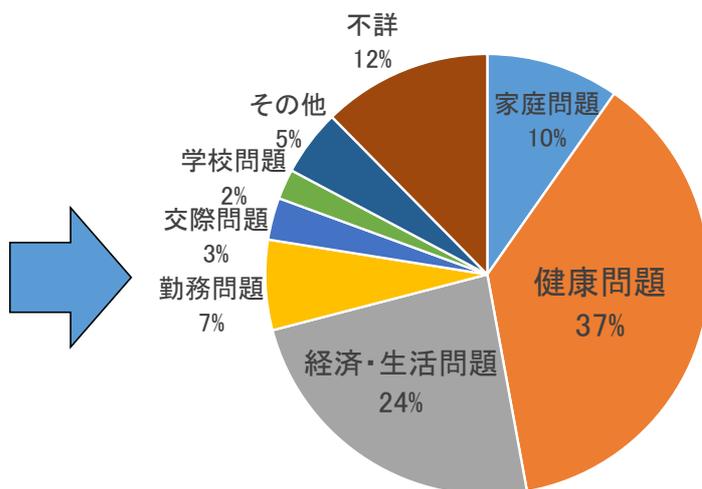
11

自殺の原因・動機別の状況

(H27～H29年合計)



(R3～R5年合計)



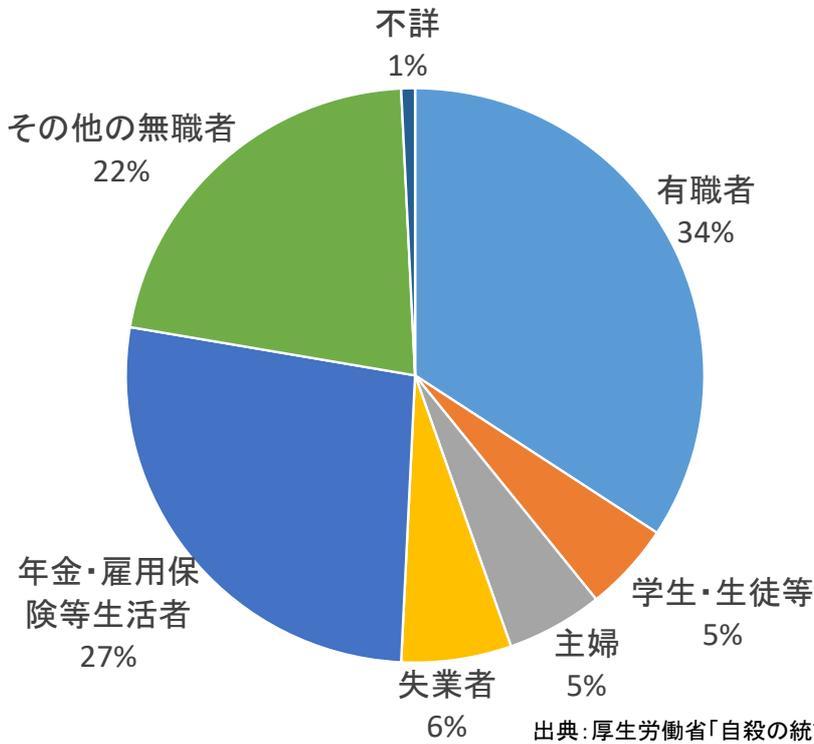
出典:厚生労働省「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」

平成27(2015)年～平成29(2017)年と比較すると、令和3(2021)年～令和5(2023)年においては、「経済・生活問題」が増加しており、「学校問題」「勤務問題」も増加しています。

12

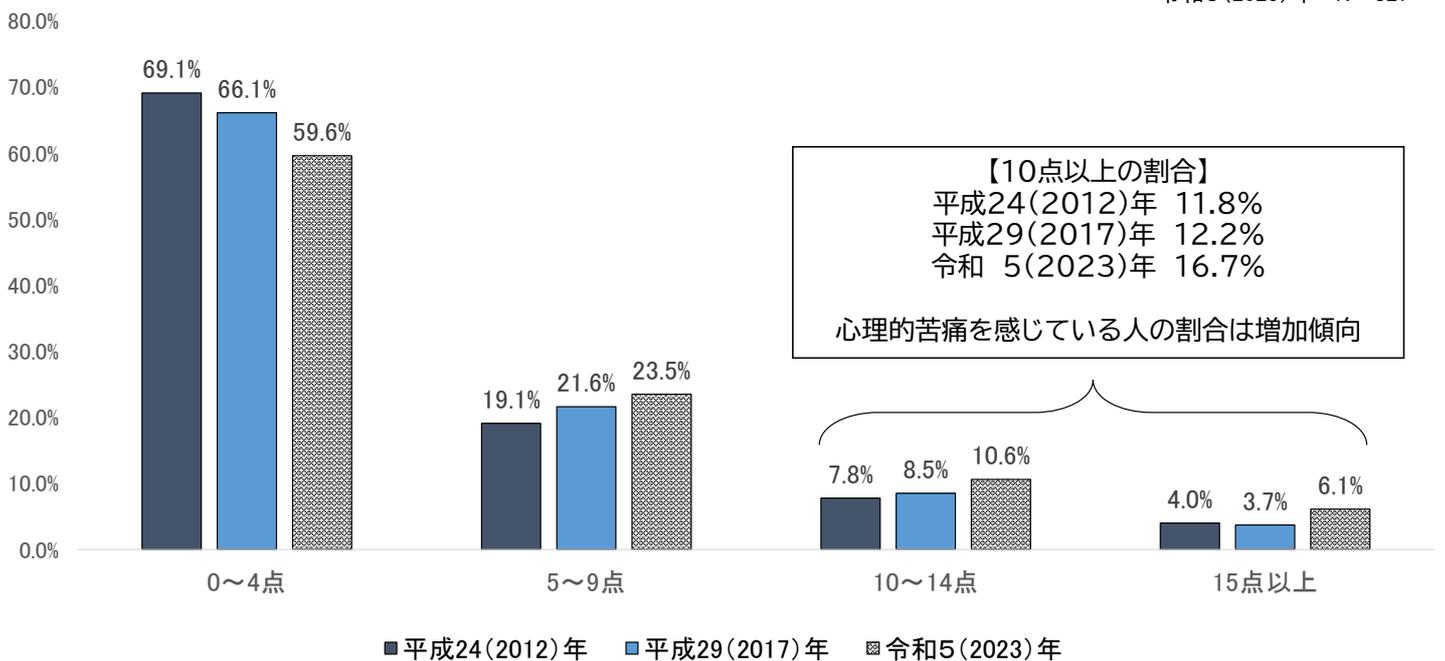
職業別自殺者(R元～R5年合計)

N=260



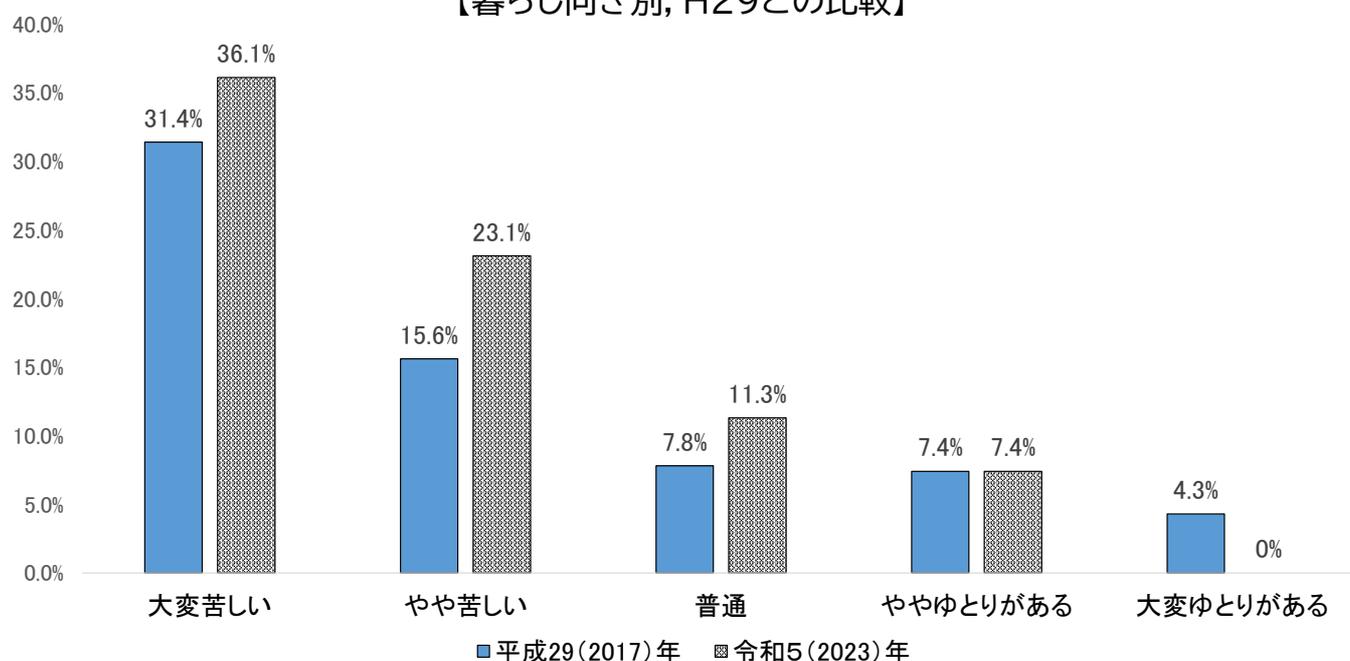
こころの状態(K6) 点数階級別構成割合 【平成24(2012)年,平成29(2017)年との比較】

平成24(2012)年 N=1,533
平成29(2017)年 N=1,592
令和5(2023)年 N=827



出典:高知市健康づくりアンケート調査

こころの状態(10点以上の割合)
【暮らし向き別, H29との比較】



出典:高知市健康づくりアンケート調査

15

3 今後の課題

【課題】

- 年間40～50人の自殺者がいる
- 幅広い年代で自殺者(20歳未満～80歳以上まで)がいる
- K6の数値の悪化(心理的苦痛を感じている市民の増加)
- 自殺の背景にある「経済問題」,「勤務問題」,「学校問題」の増加
- 生活が苦しい人ほど,心理的な苦痛を感じている
- 相談や助けを求めることにためらいを感じている人が約3割いる
- 自殺者の約2割に自殺未遂歴がある

4 第二期高知市自殺対策計画(案)

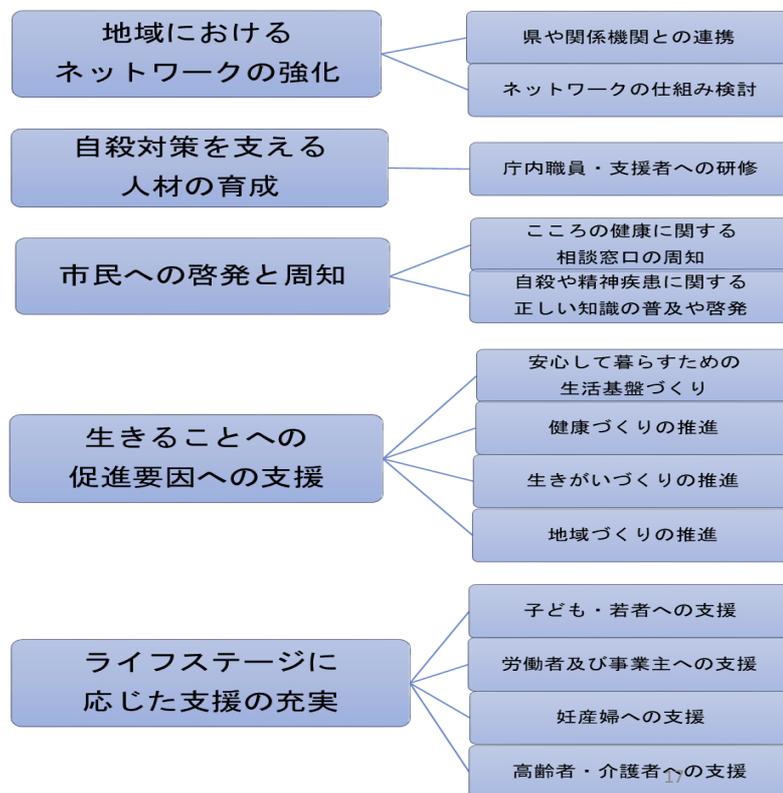
■ 計画策定の趣旨

高知市の現状,「国の自殺総合対策大綱(令和4年)を踏まえた高知市自殺対策計画(中間見直し追加版)を引き続き推進する

■ 計画期間

令和7(2025)年度~令和12(2030)年度

施策体系図



■ 第二期高知市自殺対策計画の成果指標

○ 自殺対策全体の数値目標

指標	令和5(2023)年	目標値 令和11(2029)年
自殺死亡者数	44人	38人以下
自殺死亡率	15.9 (令和3~5年の平均)	13.0以下 (令和9~11年の平均)

○ 具体的施策の数値目標

指標	令和5(2023)年	目標値 令和11(2029)年
市役所の職員が所属する全ての所課のゲートキーパー養成研修受講率	45.0%	市役所の職員が所属する全ての所課100%が受講
ゲートキーパー養成研修参加者のうち「今後に活用できる」「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合(研修受講時アンケート)	「今後に活用できる」 平均:96.0% 「自殺対策の理解が深まった」 平均:95.0%	令和5年よりも 維持・増加
自殺予防啓発関連チラシの配布機会	108か所	令和5年より拡大
こころの体温計アクセス数	48,283件	令和5年より増加
心のサポーター認定者数	45人	累計1,200人

19

■ 具体的施策

○ 地域におけるネットワークの強化

- ・ 県や医療機関と連携して、自殺未遂者支援を行う

- 新・ 全庁的に自殺対策に取り組むため、庁内職員の自殺対策に関する意識調査を実施

○ 自殺対策を支える人材の育成

- 拡・ ゲートキーパーとなる人材を様々な分野と連携を図り育成し、相談を受けた際に適切な支援機関へつなぐことができる人材を増やす

20

○ 市民への啓発と周知

- ・ 支援を必要としている人が、適切な情報を得ることができるように、インターネット(こころの体温計等)やSNS(高知市公式LINE等)を活用して、相談先の周知に努める

④ 拡・ メンタルヘルスの正しい知識の普及や啓発を進め、身近な人の心の不調に気づいて声をかける人を増やす(心のサポーター養成研修の実施)

- ・ 幅広い世代に向けた啓発と周知を実施



21

○ 生きることへの促進要因への支援

- ・ 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度に基づく取組と自殺対策との連携を強化し相談支援の充実を図る
- ・ 「第三期高知市健康づくり計画」との整合を図り、施策を推進
- ・ 市民一人ひとりが、それぞれの「生きがい」を持てるように、居場所づくりや生きがいづくりの活動を支援する
- ・ 複数の課題を抱えながらも、自ら相談に行くことが困難な方を、地域において早期に発見し、確実に支援していくため、地域の関係機関等と協働で、気づき・見守る地域づくりを推進
- ・ 市役所の職員に、各課の事業が自殺予防につながっていることを周知

22

○ ライフステージに応じた支援の充実

【子ども・若者への支援】

- ・ 学校や家庭と連携し、相談窓口の紹介や支援を行う
- ・ 児童生徒が強いストレスを受けた場合等における対処の仕方を身に着けるための教育(SOSの出し方に関する教育)について検討するとともに、学校への支援を検討

【労働者及び事業主への支援】

- ⑧ 強・ 県や高知産業保健総合支援センター等と連携し、働き盛りの世代に対して、相談窓口の周知や心の健康に関する普及啓発の機会を増やす

23

【妊産婦への支援】

- ・ 妊娠期の早期から、支援が必要な家庭を把握し、産後うつの予防や対策を含め切れ目ない支援を行う

【高齢者・介護者への支援】

- ・ 高齢者、介護者の孤独・孤立を防ぐため、地域で見守り、必要時には地域とつながる活動に参加を促す等、それぞれが生きがいを持って暮らすことができるような取組を推進

24

■ 今後の予定

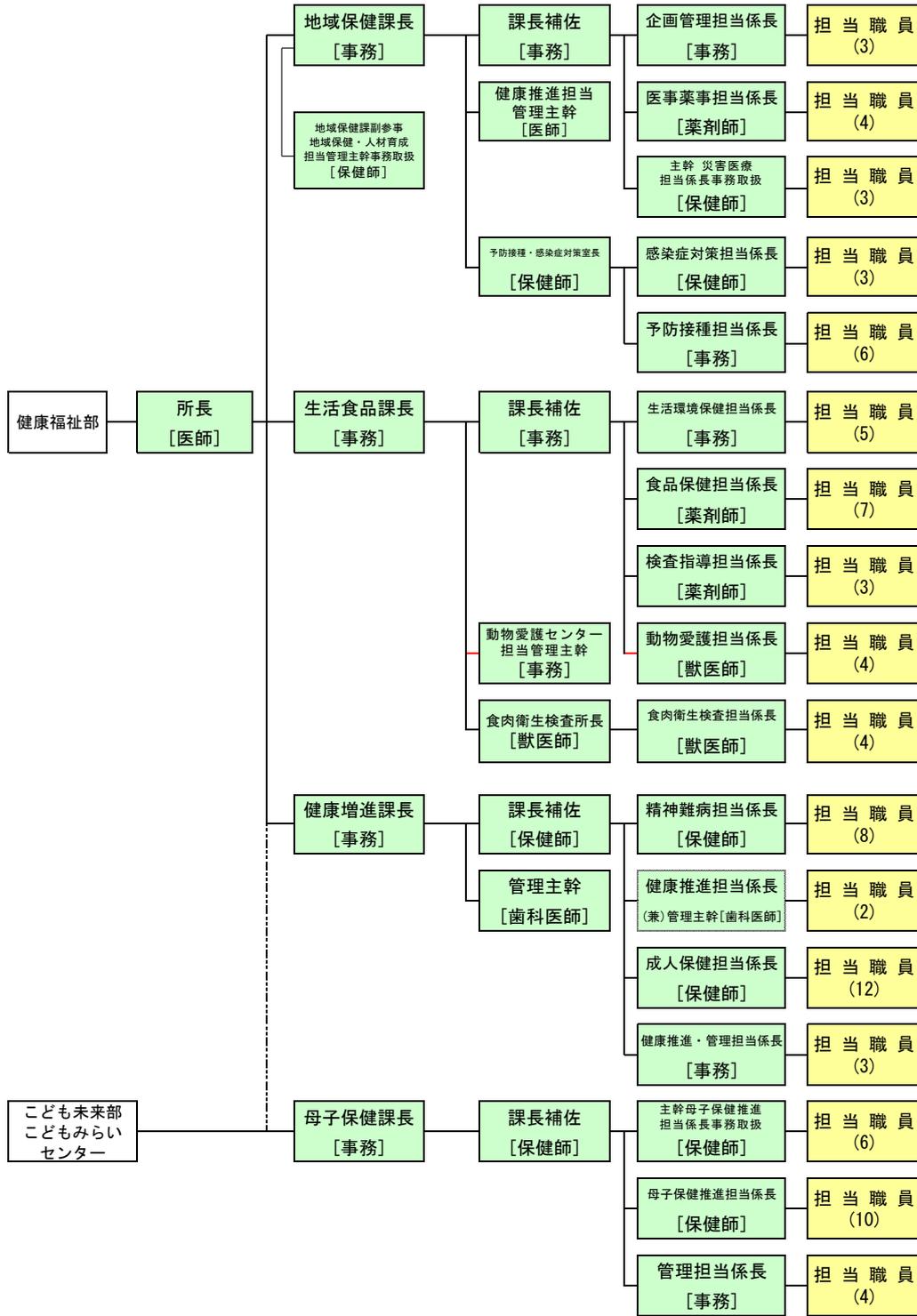
日程	会議名称等	概要
令和6年10月(予定)	自殺対策計画庁内ワーキング3回目	第二期高知市自殺対策計画の素案を完成させる
令和6年12月(予定)	パブリックコメント実施	「第二期高知市自殺対策計画(案)」に対する市民等の意見及び提言の聴取を行う
令和7年 3月末	第二期高知市自殺対策計画完成	

■ 進行管理

計画策定後は、地域保健推進協議会において、第三期健康づくり計画(施策7:こころの健康づくり)の進捗状況報告の中で本市における自殺の実態と施策の取組状況を報告し、計画の評価・進行管理を行う

令和6年度 高知市保健所の組織

(令和6年4月1日現在)



※任期付，再任用，育休中正職員含む。

職種別職員数

令和6年4月1日現在

部局	課名等	職種											計
		医師	歯科医師	獣医師	薬剤師	保健師	看護師	管理栄養士	歯科衛生士	理学療法士	精神保健福祉士	事務	
健康福祉部	保健所長	1											1
	地域保健課	1			3	9							16
	生活食品課			12	10			1					9 (1)
	健康増進課		1			20		2	1	1	1		5 (1)
	計	2	1	12	13	29	0	3	1	1	1		30 (1)
こども未来部	母子保健課					19							6 (1)

※再任用職員数()再掲 ※任期付，再任用，育休中正職員含む。

各課の事務分掌

令和6年4月1日現在

課 名	主たる事務分掌
地 域 保 健 課	(1) 地域保健に係る企画及び総合調整に関すること。 (2) 医事に関すること。 (3) 薬事に関すること。 (4) 災害時の医療救護活動及び保健医療調整に関すること。 (5) 医療従事者免許関係の事務に関すること。 (6) 衛生検査所及び歯科技工所に関すること。 (7) 保健衛生統計及び人口動態調査等に関すること。 (8) 結核及び感染症の予防に関すること（健康増進課の所管に属するものを除く。） (9) 予防接種に関すること。 (10) 保健所の管理に関すること。 (11) 保健福祉センターに関すること。 (12) 急患センターに関すること。 (13) 保健所の庶務に関すること。 (14) 保健所内の調整及び所内他課の所管に属さない事項に関すること。
生 活 食 品 課	(1) 興行場法，旅館業法，公衆浴場法，理容師法，美容師法及びクリーニング業に関すること。 (2) 水道法及び温泉法に関すること。 (3) 建築物の衛生的環境の確保に関すること。 (4) 住宅宿泊事業に関すること（観光企画課の所管に属するものを除く。） (5) 食品衛生に関すること。 (6) 食品の安全に関すること。 (7) 集団給食施設の指導に関すること。 (8) 狂犬病予防に関すること。 (9) 動物の愛護及び管理に関すること。 (10) 化製場等に関すること。 (11) 衛生害虫の駆除に関すること。 (12) 衛生組合に関すること。 (13) その他環境衛生に関すること。 (14) と畜場法に関すること。 (15) 食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関すること。
健 康 増 進 課	(1) 疾病予防及び健康推進に関すること。 (2) 保健指導に関すること。 (3) 歯科保健に関すること。 (4) 栄養改善に関すること。 (5) 結核定期健康診断に関すること。 (6) 難病対策に関すること。 (7) 精神保健福祉に関すること。
母 子 保 健 課	(1) 母子保健に関すること。 (2) 助産に関すること。 (3) 乳児家庭に対する訪問支援に関すること。 (4) 不妊治療の助成に関すること。 (5) 子育て世代包括支援センターに関すること。 (6) 出産・子育て応援給付金に関すること。